第6期白石市高齢者福祉計画 •介護保険事業計画

一地域包括ケアシステムの構築の実現を目指してへ



平成27年3月

白 石 市

はじめに



平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする第6期 白石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、団塊の世代の皆様が75 歳以上となる2025年(平成37年)を目途として、重度な要介護状態となっても(認知症になっても)住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される"地域包括ケアシステムの構築"を実現して

いくための大事なスタートの期間と位置付けております。

その目標の実現に向け、基本理念を「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れるまち」とし、「共助」「公助」の他に「自助」「互助」の部分を強化した市民一体の取り組みとする時期に来ていると感じているところです。

当市におきましても、現在、高齢化率は約30パーセントでありますが、2025年には、34パーセントを超えると推計しており、その対策として、平成27年度から新しい総合事業に移行し、特に、「生活不活発病予防施策」と「認知症施策」に重点を置いた施策を展開してまいります。市内全域に住民自らが参加・運営する継続的な「通いの場」ができるよう、その立ち上げを支援することで、健康推進と介護予防の重要性を再認識していただきながら元気な高齢者が増え、また高齢者自らが支える側になっていただけるような支え合いの地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

今後、第6期期間中に各地区にどのようなサービスが必要か、また、高齢者が生活支援で どう活躍できるかなど、市民の皆様との協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお 願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただき、貴重なご意見をいただきました白石市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員の皆様、介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、関係機関、日常生活圏域ニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

白石市長 風間 康静

◆目 次◆

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の性格・法令等の根拠	
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	
5	計画策定までの経過と協議組織	4
6	日常生活圏域の設定	4
第2章	高齢者を取り巻く状況	5
1	本市における高齢者の状況と人口推計	
2	高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の実施状況	10
3	日常生活圏域ニーズ調査結果よりみえる本市の現状	15
第3章	計画の基本理念・基本目標	30
1	基本理念	30
2	基本目標	31
3	重点項目	31
第4章	施策の展開	
	節 安心できるサービスの充実 基本目標 1	
介訂	護予防と生活支援サービス事業 【重点項目 1】	
1	訪問型サービス	33
2	通所型サービス	
3	その他の生活支援サービス	34
4	介護予防支援事業(ケアマネジメント)	34
第 2	節 自分らしい生活の維持(一般介護予防事業) 基本目標2	35
— <u>f</u>	般介護予防事業の推進	36
1	介護予防事業対象者の把握事業	36
2	介護予防普及啓発事業	36
3	地域介護予防活動支援事業	36
4	一般介護予防事業評価事業	37
5	地域リハビリテーション活動支援事業	37

第3額	節 地域支援資源の活用と繋ぎの推進 基本目標3	38
包扣	舌的支援事業	39
1	地域包括支援センターの運営事業	39
2	地域包括支援センターの機能強化	39
3	相談・情報提供体制の整備	40
4	高齢者権利擁護事業の推進	41
5	包括的・継続的マネジメント事業	42
6	地域ケア会議の充実	42
7	在宅医療・介護による連携【重点項目2】	43
8	認知症高齢者に対する支援【重点項目3】	44
9	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築 【重点項目4】	46
第 4	節 互いに支え合う地域づくり 基本目標4	47
高幽	。 令者福祉施策	48
1	 任意事業	
2	高齢者福祉サービス	49
3	地域コミュニティによる生活支援	
4	高齢者の住まい整備	52
5	安全な暮らしの確保	52
6	生きがいづくりの推進	53
第5章	介護保険事業量と事業費の見込み	54
1	介護・介護予防サービスの事業量の見込み	
2	地域密着型・介護予防地域密着型サービスの事業量の見込み	
3	施設系サービスの事業量の見込み	61
4	介護サービスの質の向上	
5		
第6章	計画の推進と進行管理	67
1		
2	計画の進行管理	
資料編.		68

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

現在、全国の65歳以上の高齢者の人口は、団塊の世代が加わったことで約33百万人 (約4人に1人)になっています。また、その高齢者の家族構成となると、単身世帯や高 齢者夫婦世帯が増加しており、いざという時の見守りや介護の支援体制が充分でないこと から、高齢者は勿論のこと、若い世代においても老後に不安を抱えているのが実情です。

このような状況は、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年(平成 37 年)にピークを迎えることが予想されることから、介護保険法の大幅な見直しを行うことで介護保険財政の長期安定と地域全体で見守る体制づくりの構築(地域包括ケアシステム*1)を図ることになりました。

こうした高齢者を支援する地域包括ケアシステムを構築していくために福祉・保健・医療の各サービスの充実を図るとともに、介護予防を重点にした施策を展開していくことにより高齢者の健康寿命の延伸に繋げていくことが重要です。

今後一層、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立して暮らしていくために、生きがいづくりや社会的な役割への参加を促すとともに、地域の特性を生かしながら高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりが必要とされていきます。

この第6期白石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、平成 27 年度から平成 29 年度までの、本市における高齢者施策の基本的な考え方や具体的な取り組みを総合的かつ体系的に示すとともに、平成 37 年を目処に地域包括ケアシステムを構築し、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で安全に、安心して暮らせる地域社会の実現を市民と行政との連携・協働により達成することを目的に策定しています。

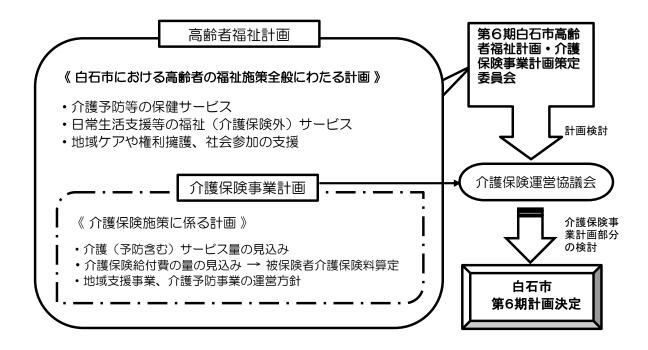
^{※1} 国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年の高齢社会像を見据え、社会資源やマンパワーを活用した自助・互助・ 共助・公助の取り組みにより、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を目指すとしている。

2 計画の性格・法令等の根拠

高齢者福祉計画は、「老人福祉法」(昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の8 第 1 項^{※2}に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

また、介護保険事業計画は、「介護保険法」(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項^{※3}の規定に基づき、本市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のために策定するものです。

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係



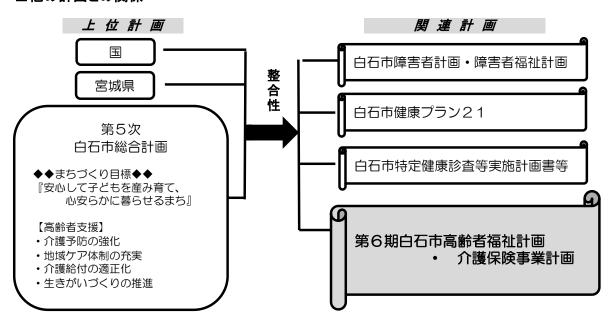
^{※2} 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(老人福祉事業)の供給体制の確保に関する計画(老人福祉計画)を定めるものとする。

^{※3} 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定めるものとする。

3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第五次白石市総合計画」や市の関連計画、国・宮城県との整合性を図るとともに、第5期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の成果などを十分検討して策定したものです。

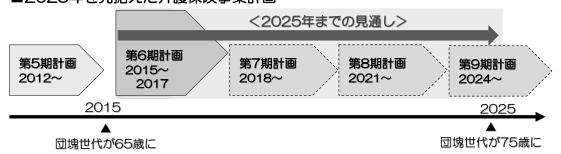
■他の計画との関係



4 計画期間

本計画は、法の定めにより、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定し、今期は第6期(平成27年度~29年度の3年間)の計画として定めます。さらに、団塊世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据えた期間を視野に計画しました。

■2025年を見据えた介護保険事業計画



5 計画策定までの経過と協議組織

本計画は、日常生活圏域ニーズ調査並びにサービス提供事業所調査結果や高齢者福祉・ 介護保険事業実績等をもとに県との連携、地域ケア会議、庁内関係部署による協議・検討 を踏まえて、学識経験者、保健医療関係者、介護保険サービス提供事業者、福祉ボランティア、市民の代表により構成される「白石市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策 定委員会」、及び保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表により構成される「白石市介 護保険運営協議会」の協議組織において、議論・検討し策定したものです。

6 日常生活圏域の設定

本市では、第5期計画において日常生活圏域は市内全域を1圏域としていましたが、これから構築していこうとする地域包括ケアシステム確立のために、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、サブセンター等の設置数、介護サービス基盤の実情や地区コミュニティ等の地理的条件などの諸問題に対応するため、日常生活圏域の見直しを行いました。

本市は、行政範囲が広く、交通事情や日常生活用品等の購買可能箇所の片寄り、公共施設の設置状況など、旧町村(大字地区)ごとに抱える問題・課題に多少なりとも差違が生じていることから、日常生活圏域を次の9圏域に改めます。

①白石(旧町)地区 ②越河地区 ③斎川地区 ④大平地区 ⑤大鷹沢地区 ⑥白川地区 ⑦福岡地区(深谷地区を除く) ⑧福岡深谷地区 ⑨小原地区

第2章 高齢者を取り巻く状況

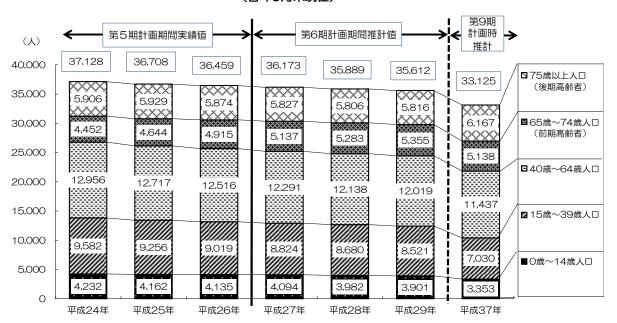
1 本市における高齢者の状況と人口推計

(1) 本市の人口・高齢化の推移と推計

住民基本台帳における本市の総人口は、平成 24 年の 37,128 人から平成 26 年が 36,459 人と 669 人減少し、今後の推計では平成 29 年で 35,612 人、10 年後の平成 37 年で 33,125 人と減少傾向が予測されます。

高齢者人口では平成 26 年が 10,789 人で平成 24 年と比較すると 431 人増加し、今後の推計では平成 29 年で 11,171 人、10 年後の平成 37 年時点で 11,305 人と増加傾向が予測されます。総人口に占める高齢化率をみると、平成 24 年では 27.9%に対して、平成 26 年で 29.6%と 1.7 ポイント増加し、平成 27 年以降に 30%を超えることが予測され、高齢化が加速することが見込まれます。

白石市の総人口の推移と推計 (各年9月末現在)



■人口の推移と推計(各年9月末現在)

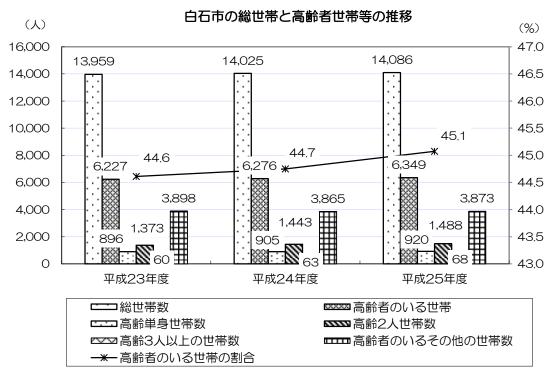
(244)	1	0/)
(単位	Λ.	%)

		実 績			推	計	
	第	5期計画期	間	第6期計画期間			第9期計画
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成37年
総 人 口	37,128	36,708	36,459	36,173	35,889	35,612	33,125
65歳以上人口	10,358	10,573	10,789	10,964	11,089	11,171	11,305
(高齢化率)	27.9	28.8	29.6	30.3	30.9	31.4	34.1
65歳~74歳人口(前期高齢者)	4,452	4,644	4,915	5,137	5,283	5,355	5,138
75歳以上人口(後期高齢者)	5,906	5,929	5,874	5,827	5,806	5,816	6,167

資料:白石市統計(住民基本台帳)、推計はコーホート変化率法により算出

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、平成 23 年度(3月末時点)と平成 25 年度を比較すると、 高齢者のいる世帯数が 6,227 世帯から 6,349 世帯と 122 世帯増加し、総世帯数の 4割 以上を占めており、なかでも高齢単身世帯数が、896 世帯から 920 世帯と 24 世帯の増加、高齢2人世帯が 1,373 世帯から 1,488 世帯と 115 世帯の増加となっています。高齢者のいる世帯のなかでは、高齢者単身世帯や高齢者 2人世帯の割合が増加傾向にあることから、地域における見守りや支え合いなど地域全体で支え合う活動が重要になってくると思われます。



資料:白石市長寿課

■白石市の高齢者のいる世帯の状況

		p 11.5 C			
			平成23年度	平成24年度	平成25年度
総世帯	数数	(世帯)	13,959	14,025	14,086
高齢者の	いる世帯数	(世帯)	6,227	6,276	6,349
世帯比率			44.6%	44.7%	45.1%
高齢単身	·世帯数	(世帯)	896	905	920
世帯	比率		6.4%	6.5%	6.5%
高齢2人	世帯数	(世帯)	1,373	1,443	1,488
世帯	比率		9.8%	10.3%	10.6%
高齢3人	以上の世帯数	(世帯)	60	63	68
世帯」	比率		0.4%	0.4%	0.5%
高齢者の	いるその他の世帯数	(世帯)	3,898	3,865	3,873
世帯	比率		27.9%	27.6%	27.5%

資料:白石市長寿課

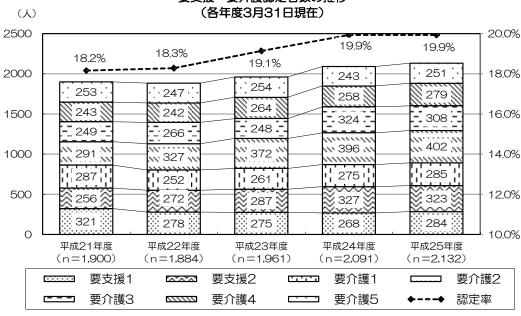
(3) 支援を要する高齢者の状況と推計

①要支援・要介護認定者数及び介護度別と認定率の推移

本市での要支援・要介護認定者数の推移は平成 21 年度の 1,900 人から平成 25 年 度の 2,132 人と 232 人の増加となっています。

平成21年度から平成25年度にかけて要支援・要介護認定者を介護度別にみると、 要支援1そして要介護5が微減にあるものの、要支援2から要介護3まで増加傾向で 推移しており、なかでも、要支援2の67人、要介護2の111人の増加など軽度から 中度において増加傾向で推移しています。今後は重度化予防など生活機能の維持、向上 に努めた介護・介護予防の取り組みが必要です。

また、要支援・要介護認定者の認定率では、平成 25 年度時点で 19.9%と 65 歳以 上の高齢者の約2割に達する勢いにあることから、一般高齢者及び要支援相当者の介護 予防施策が重要です。



要支援・要介護認定者数の推移

資料: 白石市長寿課

■白石市平成21年から平成25年の高齢者の推移(各年3月31日現在)

	■ロロ中午成と「午から午成とし午の局側日の住物(日午の月31日現在)								
			平成21年度 (n=1,900)	平成22年度 (n=1,884)	平成23年度 (n=1,961)	平成24年度 (n=2,091)	平成25年度 (n=2,132)		
紛	怂 人 口	(人)	38,130	37,550	37,089	36,872	36,398		
6	5歳以上人口	(人)	10,460	10,304	10,245	10,487	10,692		
	うち65歳~74歳人口	(人)	4,643	4,441	4,371	4,545	4,778		
	うち75歳以上人口	(人)	5,817	5,863	5,874	5,942	5,914		
茎	要支援•要介護認定者数	(人)	1,900	1,884	1,961	2,091	2,132		
圣	要支援•要介護認定者認定率	(%)	18.2%	18.3%	19.1%	19.9%	19.9%		
要	夏支援・要介護認定者割合(対総人口)	(%)	5.0%	5.0%	5.3%	5.7%	5.9%		

資料:白石市長寿課

②介護サービス受給者数の推移(平成24年度~平成25年度)

本市の介護サービス受給者数の推移では、平成 24 年度と平成 25 年度を比較すると居宅介護サービスが 46 人、地域密着型サービスで 7 人、施設サービスで 18 人の増加となっています。介護サービス受給者数の要介護度別では、居宅介護サービスで要介護 4 が 18 人と最も増加しており、地域密着型サービスで要介護 2 が 3 人の減少、施設サービスで要介護 3 が 13 人の増加となっています。受給者の増加に伴い介護サービスの受給は増加しているものの、介護サービス別の受給割合では変化がみられません。また、介護サービス受給者の割合(受給率)では、特に要支援認定者数に対しての介護サービス受給者の割合(受給率)が5割台の受給率であることから、残りの方は将来の介護サービスの受給のための認定ということが考えられます。今後は、介護サービス受給までの周知や基本チェックリストを活用し効率的・効果的なサービス移行になるよう、きめ細やかな取り組みが必要となります。

■介護サービス受給者数の推移(H24年度からH25年度まで)

(単位:人、%)

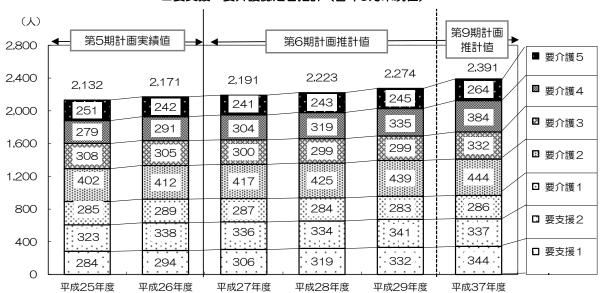
				要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	介	護サービス受給者数	138	187	183	350	290	241	228	1,617
		居宅介護サービス	138	184	161	270	176	93	69	1,091
平		サービス受給割合	100.0	98.4	88.0	77.1	60.7	38.6	30.3	67.5
成		地域密着型サービス		3	14	36	55	45	20	173
24		サービス受給割合		1.6	7.6	10.3	19.0	18.7	8.7	10.7
度末		施設サービス			8	44	59	103	139	353
末		サービス受給割合			4.4	12.6	20.3	42.7	61.0	21.8
	要	支援•要介護認定者数	268	327	275	396	324	258	243	2,091
	要	支援・要介護認定者の受給率	51.5	57.2	66.5	88.4	89.5	93.4	93.8	77.3
	介	護サービス受給者数	154	178	210	347	306	263	230	1,688
		居宅介護サービス	154	176	178	266	179	111	73	1,137
平		サービス受給割合	100.0	98.9	84.8	76.7	58.5	42.2	31.7	67.4
成		地域密着型サービス		2	22	33	55	44	24	180
25		サービス受給割合		1.1	10.4	9.5	18.0	16.7	10.5	10.6
年度末		施設サービス			10	48	72	108	133	371
末		サービス受給割合			4.8	13.8	23.5	41.1	57.8	22.0
	要	支援•要介護認定者数	284	323	285	402	308	279	251	2,132
	要	支援・要介護認定者の受給率	51.5	54.2	73.7	86.3	99.4	94.3	91.6	79.2

資料:白石市長寿課

③要支援・要介護認定者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計について、平成 22 年から平成 26 年の人口推計年齢別をもとに、平成 24 年~平成 25 年の要介護度ごとの年齢別出現率を乗じて算出しています。

第6期計画期間の要支援・要介護認定者数の推計では、平成27年度で 2,191 人から平成 29年で 2,274人と増加し、10年後の平成 37年時点で 2,391人に増加するものと推計しました。



■要支援・要介護認定者推計(各年9月末現在)

資料:白石市長寿課

■要支援・要介護認定者数の推計

■女文版・女月長崎に自然の推引								
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度		
要支援•要介護認定者数	2,132	2,171	2,191	2,223	2,274	2,391		
要 支 援 1	284	294	306	319	332	344		
要支援2	323	338	336	334	341	337		
要介護 1	285	289	287	284	283	286		
要介護 2	402	412	417	425	439	444		
要介護 3	308	305	300	299	299	332		
要介護 4	279	291	304	319	335	384		
要介護 5	251	242	241	243	245	264		
合計	2,132	2,171	2,191	2,223	2,274	2,391		

※平成25年、平成26年は介護保険事業報告9月分実績値、コーホート変化率法人口推計による算出

2 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の実施状況

本計画策定にあたっては、高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画に掲げた各施策について、その進捗状況を確認し、当該計画策定の検証・確認のもと検討材料としています。

(1) 高齢者福祉事業の実施状況

高齢者人口の増加に伴い、各事業の利用者数も増加の傾向にあります。そのなかでも、生きがいデイサービス事業や高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業などは介護保険外のサービスとして定着が図られています。一方で、高齢者の意識の変化によって老人クラブが減少しつつあり、また、高齢者バス乗車証交付事業、薬師の湯利用助成事業などの一部の事業では、利用者負担額の発生などにより利用者の減少が見られます。今後は介護保険制度の改正に伴い、市民ボランティアによる生活支援やサロン活動などの取り組みが重要となってくると思われます。

■高齢者福祉事業

	事業名	単位	23年度	24年度	25年度
1	米寿祝金の支給	支給者数	195	198	268
2	松竹梅敬老祝金の支給	支給者数	6	14	13
3	敬老会の実施	招待者数	_	5,206	5,283
4	老人クラブ活動助成事業	4月1日現在 会員数	1,651	1,514	1,502
5	生きがいデイサービス事業	延利用人数	6,941	7,858	7,591
6	スパッシュランド利用助成事業	延利用人数	44	79	57
7	自立者支援ショートステイサービス事業	延利用日数	4	0	0
8	訪問理容サービス事業	延利用人数	13	11	17
9	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	延人数	6	14	16
10	薬師の湯利用助成事業	延人数	29,000	28,490	28,152
11	高齢者バス乗車証交付事業	延利用人数	2,025	2,023	1,911
12	外出支援サービス利用助成事業	延人数	1,226	212	_
13	高齢者タクシー利用助成事業	延利用人数	_	231	903
14	ひとり暮らし高齢者等生活サポート事業	延人数	620	_	_
15	自立者支援ホームヘルプサービス事業	延人数	216	133	_
16	地域ふれあいサロン活動支援事業	団体数	19	_	_
17	高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業 【生活支援】	延利用人数	1	203	466
18	高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業 【サロン活動】	団体数	_	21	25
19	救急医療情報キット配布事業	配布数	999	83	242
20	老人ホーム入所措置事業 【養護老人ホーム】	措置人数	3	5	5
21	老人ホーム入所措置事業 【特別養護老人ホーム】	措置人数	1	6	0

(2)介護保険事業等の実施状況

要支援・要介護認定者及び介護サービス受給者の増加に伴い、各種サービスでは横ばい や増加の傾向にあります。平成 23 年度から平成 25 年度の実績推移における在宅系・地 域密着型サービスでは、認知症対応型通所介護、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、 福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入、住宅改修・介護予防住宅改修などが高い伸び 率となっています。また、総給付費に占める介護予防給付費は全体の約 5%となっていま す。施設系サービスでは、介護者人福祉施設が高い伸び率となっていて、総給付費に対し 施設系サービス給付費※が占める割合は 40.8%と年々高くなってきており、介護保険制度 の安定運営のためにも高齢者には可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を営んでいただく ことが重要であり地域包括ケアの展開が必要と考えられます。

■介護保険給付費等の実績状況

(()内は要支援1・2の予防給付)

Ī	区 分		23年度	平成	24年度	平成25年度	
		件 数	給付額	件 数	給付額	件 数	給付額
	単 位	件	千円	件	千円	件	千円
	訪問介護・介護予防訪問介護	4,041	204,892	4,209	230,045	4,397	259,329
	(うち介護予防訪問介護)	(1,317)	(23,353)	(1,241)	(23,175)	(1,295)	(22,429)
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	905	36,016	894	37,303	900	39,564
	(うち介護予防訪問入浴介護)	(10)	(355)	(8)	(392)	(5)	(95)
	訪問看護•介護予防訪問看護	650	21,699	611	19,172	815	23,839
	(うち介護予防訪問看護)	(40)	(646)	(88)	(1,639)	(112)	(2,088)
訪問通	訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	2	22	0	0
所	(うち介護予防訪問リハビリテーション)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
系	通所介護•介護予防通所介護	7,224	311,256	7,874	371,577	8,311	399,723
	(うち介護予防通所介護)	(2,320)	(75,082)	(2,397)	(76,051)	(2,380)	(75,117)
	通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション	1,935	95,549	2,043	101,093	2,057	96,210
	(うち介護予防通所リハビリテーション)	(467)	(18,472)	(485)	(18,824)	(478)	(19,111)
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	4,455	53,708	4,886	57,497	5,466	64,204
	(うち介護予防福祉用具貸与)	(437)	(1,941)	(488)	(2,076)	(617)	(2,386)
短	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	1,451	103,760	1,885	126,574	1,960	118,653
期入	(うち介護予防短期入所生活介護)	(54)	(1,294)	(75)	(2,045)	(75)	(1,938)
所	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	191	14,739	161	10,639	199	12,544
系	(うち介護予防短期入所療養介護)	(27)	(1,231)	(27)	(1,271)	(36)	(1,599)
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	347	1,766	279	1,429	349	2,024
	(うち介護予防居宅療養管理指導)	(36)	(193)	(44)	(221)	(23)	(129)
その	特定施設入所者生活介護 · 介護予防特定施設入所者生活介護	78	13,559	76	11,489	79	12,716
他	(うち介護予防特定施設入所者生活介護)	(26)	(2,786)	(23)	(2,173)	(10)	(543)
	居宅介護支援・介護予防支援	12,269	127,174	12,872	134,183	13,476	142,588
	(介護予防支援)	(3,922)	(16,549)	(3,937)	(16,649)	(3,990)	(16,831)
地	認知症対応型通所介護	277	23,224	408	34,475	479	40,111
域密	認知症対応型共同生活介護	1,109	267,496	1,114	273,136	1,101	271,154
着型	老人福祉施設入所者生活介護	259	59,941	341	80,589	338	84,152
系	小規模多機能型居宅介護	197	35,288	244	44,091	211	38,601
	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	124	2,582	134	2,921	136	3,074
	(うち特定介護予防福祉用具購入)	(29)	(529)	(34)	(721)	(36)	(704)
	住宅改修 • 介護予防住宅改修	46	4,986	75	9,091	75	9,149
	(うち介護予防住宅改修)	(17)	(1,817)	(35)	(3,919)	(28)	(3,410)
	在 宅 計	35,558	1,377,635	38,108	1,545,326	40,349	1,617,635
	(介護予防給付費分計)	(8,702)	(144,248)	(8,882)	(149,156)	(9,085)	(146,380)

平成23年度 平成24年度 平成25年度 区 分 数 給 付 額 数 給 付 額 数 給付 額 単 位 件 千円 件 壬円 件 千円 介護老人福祉施設 1,974 496,425 2,105 533,460 2,264 591,286 498,045 1,736 500,704 2,001 518,226 介護老人保健施設 1,901 24 9,024 24 8,978 24 介護療養型医療施設 8,824 計 3,899 1,003,494 3,865 1,043,142 4,289 1,118,336 審查支払手数料 44,167 39.027 2,732 41,616 2,913 2,871 高額介護サービス費 4,086 46,052 4,420 49,221 5,391 56,130 高額医療合算介護サービス費 4,332 150 3,765 4,423 191 212 特定入所者介護サービス費 3,785 121,222 4,086 132,975 4,326 148,113 86,546 2,555,467 92,245 2,777,342 98,734 2,947,508

※施設系サービス給付費:施設計+地域密着型系老人福祉施設入所者生活介護給付費を合算しています。

(3) 地域支援事業の実施状況

地域支援事業のなかで主な事業として介護予防事業(一次予防事業・二次予防事業)及び包括的支援事業、任意事業の各事業実績の状況は下表のとおりとなっています。

ア 介護予防事業 (一次予防事業・二次予防事業)

■一次予防事業の実施状況

事業業	3		23年度	24年度	25年度
高齢者いきいき健康教室	延開催回数	(0)	10	10	12
	実参加人数	(人)	31	28	34
	延参加人数	(人)	252	217	323
	延開催回数	(0)	10	10	10
高齢者体力向上トレーニング教室	実参加人数	(人)	23	24	23
	延参加人数	(人)	195	204	212
	延開催回数	(0)	177	186	177
卒業生開放日(体力づくり開放日)	実参加人数	(人)	55	55	54
	延参加人数	(人)	2,210	2,009	1,827
	延開催回数	(0)	7	12	12
もの忘れ相談(認知症相談)	実参加人数	(人)	14	14	19
	延参加人数	(人)	14	14	19
健康四方山話(70歳からの健康教室)	延開催回数	(0)	12	12	12
	延参加人数	(人)	283	265	310

■二次予防事業の実施状況

事業	各		24年度	25年度
	対象者	(人)	3,009	2,912
	回答者	(人)	2,585	2,469
二次予防対象者把握事業 (基本チェックリスト配布)	回答率	(%)	85.9	84.8
(全年)エググラハ「品間)	二次予防候補者	(人)	998	838
	候補者率	(%)	33.2	28.8
お口の相談会	口腔器対象者	(人)	487	483
83日の作品の公	実参加人数	(人)	19	21
ᅜᇎᆈᄉᆓᄝᄨᆂᄴ	開催回数(2地区)		24	24
通所型介護予防事業 (運動器の機能向上プログラム)	運動器対象者	(人)	154	306
	実参加人数	(人)	38	47
ᇩᇎᆈᄉᆓᄝᇝᆂᄴ	開催回数(2地区)		12	
通所型介護予防事業 (口腔機能の向上プログラム)	口腔対象者	(人)	128	
	実参加人数	(人)	25	
通所型介護予防事業	開催回数(3地区)			36
(運動器・口腔機能向上複合プログラ	運動器対象者	(人)		335
厶)	実参加人数	(人)		67
地区介護予防運動教室支援	開催回数	(0)	8	4
地区八岐小则连到狄王义饭	延参加人数	(人)	105	70

イ 包括的支援事業

■全相談件数の推移

(件)

	23年度	24年度	25年度
総数	1,205	1,290	1,908
総合相談	712	844	1,012
権利擁護関係	243	291	620
包括的•継続的相談	250	155	276

■地域型在宅介護支援センター委託事業

(件)

	23年度	24年度	25年度		
総 数	199	235	225		
電話	58	77	72		
訪問	123	128	141		
来所	18	20	12		
実態把握調査	131	76	117		
配食サービス アセスメント	48	40	52		

■認知症家族のつどい

_		23年度	24年度	25年度			
		座談会	座談会• 移動研修	座談会• 移動研修			
回数		12	12	12			
参加者	(人)	65	117	112			

■認知症サポーター養成講座の実施

	23年度	24年度	25年度					
回数 (回)	4	2	17					
参加人数(人)	148	68	467					
全サポーター数(人)	1,081	1,149	1,616					
延メイト数 (人)	20	22	30					

■地域ケア会議実施状況

		23年度	24年度	25年度
回数		5	5	5
委員数	(人)	27	28	28
傍聴数	(人)	38	23	120
全参加延数	(人)	152	172	252

■白石市介護支援専門員連絡協議会の支援

— — — · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	23年度	24年度	25年度				
回数(回)	6	6	6				
会員延出席者数(人)	157	170	190				

ウ 任意事業の実施状況

■仟意事業 (下段:千円)

	■ III. Delia Del					
	事 業 名		23年度	24年度	25年度	
1	配食サービス	延配食数	15,192	15,911	16,089	
'	的及り一に入	総事業費	11,835	12,254	12,803	
2	2 成年後見制度利用支援事業		0	0	0	
_		総事業費	0	0	0	
3		延人数	3,483	3,938	4,160	
3	在宅老人等紙おむつ給付事業	総事業費	9,941	11,050	11,840	
4	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	入居人数	15	17	17	
4	同節もに可以は七土心援助兵派を争未	総事業費	1,241	1,233	1,151	
5	宣岭 ≯华史心目中(7) 市署	利用者数	69	69	69	
3	高齢者等安心見守り事業	総事業費	2,125	2,440	2,473	

3 日常生活圏域ニーズ調査結果よりみえる本市の現状

高齢者の生活実態や介護保険サービス利用者の利用状況や利用意向等、第6期白石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。ここでは、その主な調査結果からみえる現状を整理します。

(1)調査概要

①調査の種類および調査対象者

調査種別	調査対象者
一般高齢者調査	白石市在住の 65 歳以上高齢者
要支援要介護認定者調査	白石市在住の要支援 1・2、要介護 1~5 の認定者
介護サービス事業所調査	仙南圏域介護サービス提供の事業所

② 調査方法

郵送による調査票配布・回収。

③ 調査期間

平成 26 年 3 月 11 日~3 月 31 日

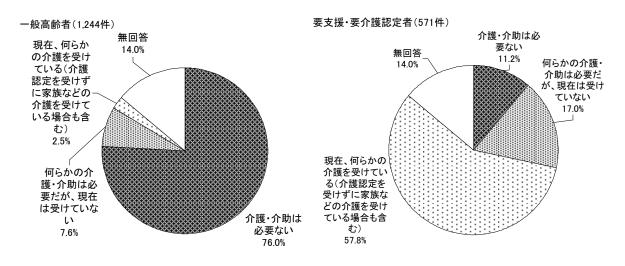
④ 配布・回収結果

調査種別	①発送数(通)	②回収数(通)	③回収率(%)
①一般高齢者調査	1,622	1,244	76.7%
②要支援要介護認定者調査	800	571	71.4%
③介護サービス事業所調査	78	54	69.2%
計	2,500	1,869	74.8%

(2)調査結果

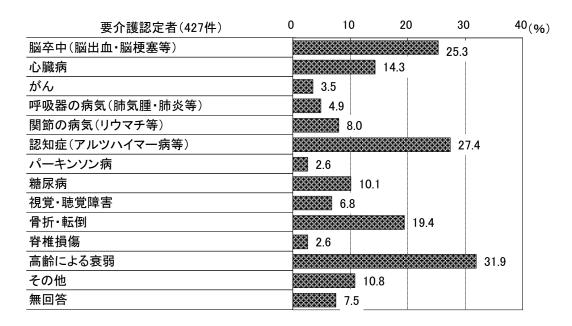
①介助・介護の必要性

普段の生活で介護・介助が必要かについて、一般高齢者では「介護・介助は必要ない」が約8割と元気な高齢者がいますが、要支援・要介護認定者では約1割、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の2割弱と合わせた約3割の方が認定の必要性について考える必要があります。



②介助・介護が必要となった原因

要支援・要介護認定者では、「高齢による衰弱(虚弱高齢者)」が最も多く3割を超え、次いで「認知症(アルツハイマー病等)」が約3割、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」の順となっています。特に「認知症(アルツハイマー病等)」の回答の多い点では、今後の認知症対策の必要性があります。

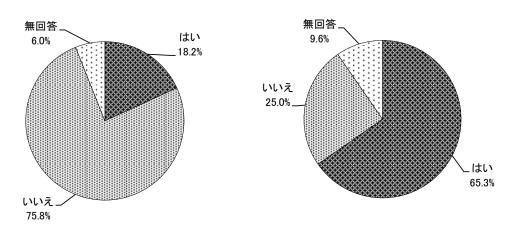


③出控えているかについて

外出を控えているかについては、一般高齢者で「はい」が約2割となっており、要支援・要介護認定者で「はい」が6割以上となっています。

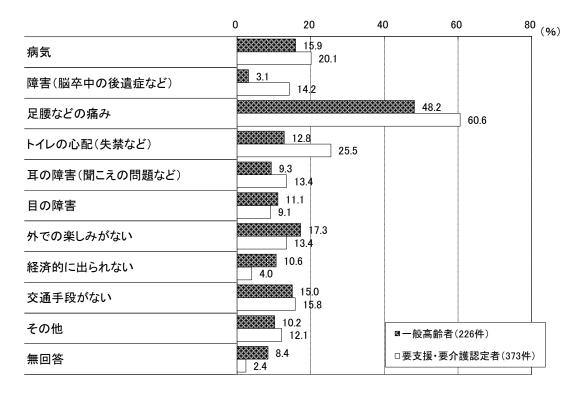
一般高齢者(1244件)

要支援・要介護認定者(571件)



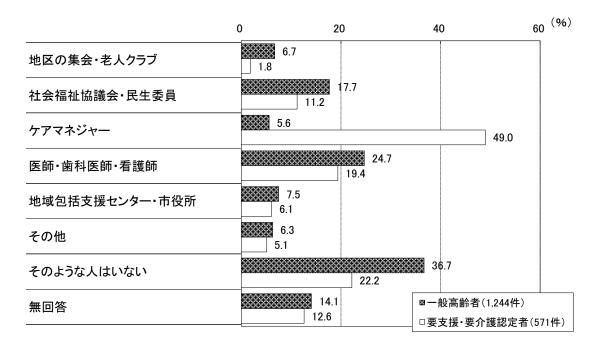
④外出を控えている理由

外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が一般高齢者で約5割、要支援・要介護認定者で約6割と最も多い回答となっています。「足腰などの痛み」など身体機能の改善や維持を可能にするためにはリハビリテーション専門職の定期的関与による効果的な運動プログラムの提案など自立支援に向けた取り組みが必要と思われます。



⑤相談の相手

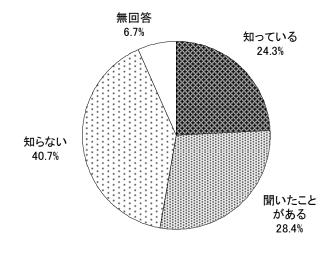
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、「そのような人はいない」が一般高齢者で3割以上、要支援・要介護認定者で2割以上と割合が多く相談先や窓口が課題となっています。また、一般高齢者では、「医師・歯科医師・看護師」が約2割、要支援・要介護認定者で「ケアマネジャー」が約5割と身近な専門職や医師等が多くなっています。



⑥地域包括支援センターの認知度

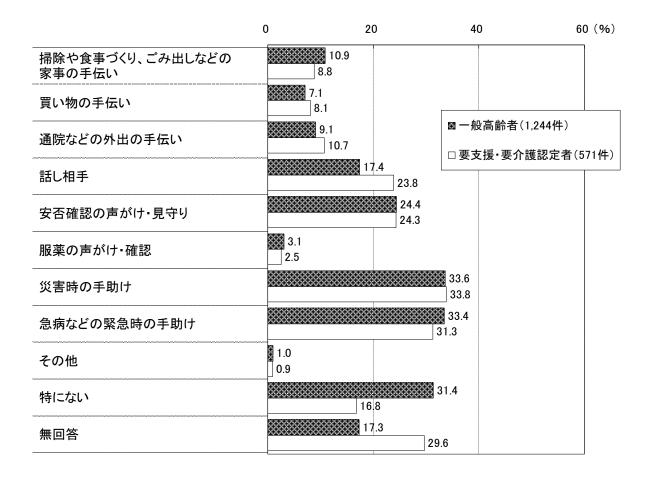
「地域包括支援センター」を知っているかについては、一般高齢者で「知っている」 または「聞いたことがある」を合わせて約5割となっています。一方で「知らない」が 約4割となっていることから、更なる広報・周知活動が必要であると思われます。

一般高齢者(1,244件)



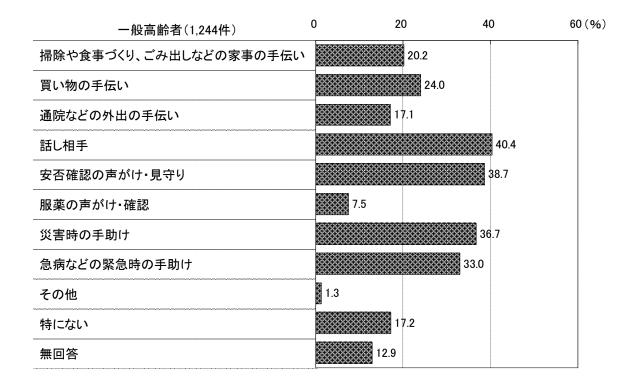
⑦隣近所や地域の方から受けたいサポート(支援)

隣近所や地域の方から受けたいサポート(支援)については、一般高齢者と要支援・要介護認定者ともに「災害時の手助け」「急病などの緊急時の手助け」がそれぞれ約3割、次いで「安否確認の声がけ・見守り」が約2割半となっています。緊急時や災害時への支援など安心・安全に対する支援が求められています。



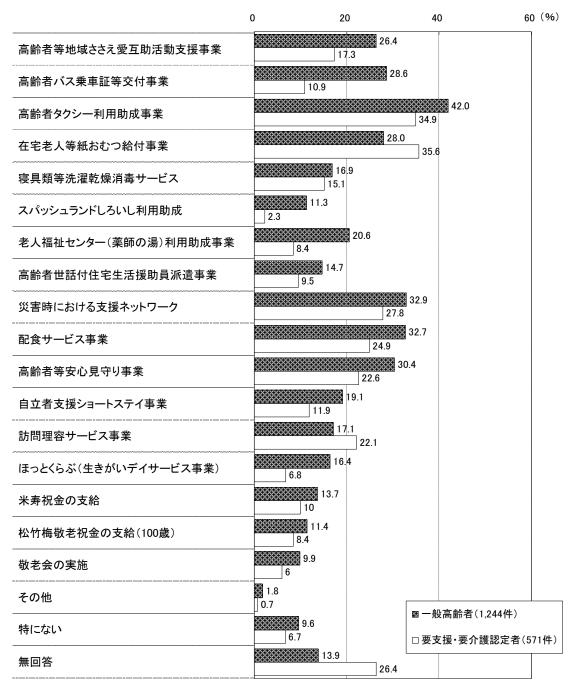
⑧隣近所や地域の方へできるサポート(支援)

一般高齢者における隣近所や地域の方へできるサポート(支援)については、「話し相手」が約4割、「安否確認の声がけ・見守り」「災害時の手助け」「急病などの緊急時の手助け」のそれぞれが3割以上の回答となっています。身近な生活圏域で元気高齢者ができる支援としては、話し相手や緊急時・災害時での支援など地域コミュニティにおける社会的役割での支援となっています。



⑨高齢者福祉サービスの中で重要と思うもの

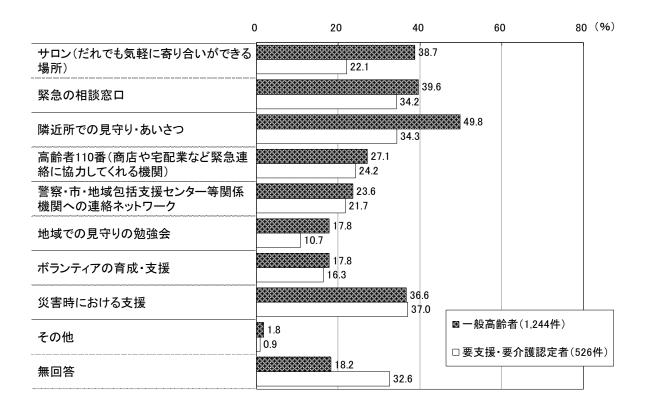
白石市の高齢者福祉サービスの中で重要と思うものについては、一般高齢者で「高齢者タクシー利用助成事業」が約4割と最も多く、次いで「災害時における支援ネットワーク」「配食サービス事業」「高齢者等安心見守り事業」のそれぞれが3割以上となっています。要支援・要介護認定者では、「在宅老人等紙おむつ給付事業」「高齢者タクシー利用助成事業」のそれぞれが約3割半、次いで「災害時における支援ネットワーク」が3割などとなっています。高齢者福祉サービスでは移動支援や災害時の支援、配食サービスなどの生活支援などが重要となっています。



⑩地域包括ケアシステムをつくるために必要なこと

一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で見守る体制(地域包括ケアシステム)をつくるために必要なことについての問いに対しては、一般高齢者で「隣近所での見守り・あいさつ」が約5割と最も多く、次いで「緊急の相談窓口」「サロン(だれでも気軽に寄り合いができる場所)」「災害時における支援」のそれぞれが約4割となっています。

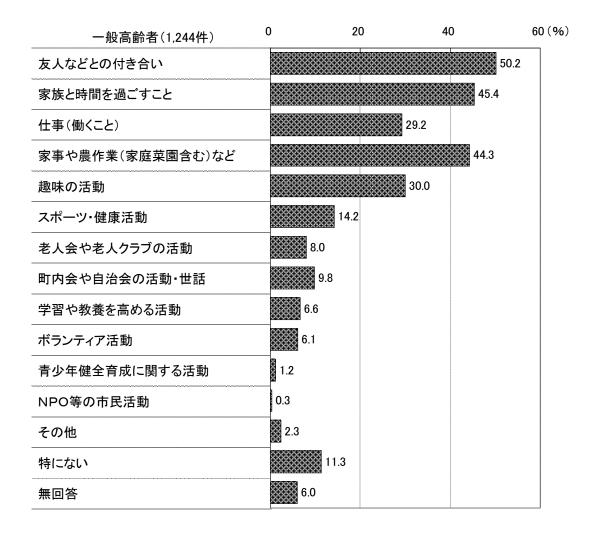
要支援・要介護認定者では、「災害時における支援」が4割近くと最も多く、次いで「隣近所での見守り・あいさつ」「緊急の相談窓口」のそれぞれが3割以上となっています。 今後は、地域コミュニティやサロン、災害時・緊急時での支援などができる地域づくり(地域の絆)の必要性が見えてきます。高齢者の社会参加や支える側へ結びつけるためにコーディネーター等の人材育成も重要となってきます。



⑪生きがいとしていること

一般高齢者の現在、生きがいとしていることについては、「友人などとの付き合い」が 5割、「家族と時間を過ごすこと」「家事や農作業(家庭菜園含む)など」のそれぞれが 4割半、「趣味の活動」「仕事(働くこと)」のそれぞれが約3割などとなっています。

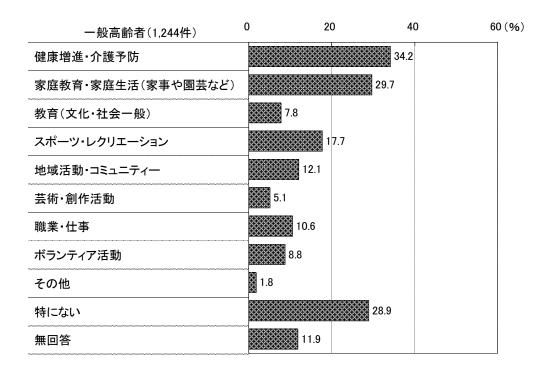
「友人などとの付き合い」や「家族と時間を過ごすこと」など多くの方が身近な生活を生きがいとしていますが、割合は低いものの地域活動等の社会参加や社会的な役割づくりも重要であることから多様な生きがいを選択できる環境整備が求められます。



⑫生きがいを高めるために今後、参加したいこと

生きがいを高めるために今後、参加したいことについては、「健康増進・介護予防」が3割以上、「家庭教育・家庭生活(家事や園芸など)」が約3割などとなっています。

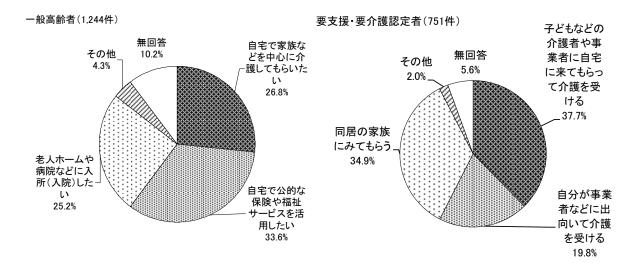
健康増進・介護予防の参加ニーズが高いことから活動参加の機会やサービス提供など 様々なニーズに対応した支援が必要となってきます。



⑬介護が必要となった場合の希望

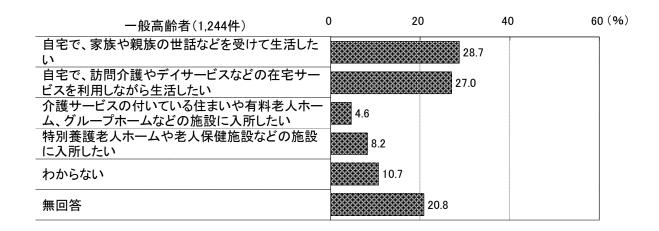
一般高齢者の介護が必要となった場合の生活の場に関する希望については、「自宅で家族などを中心に介護してもらいたい」「自宅で公的な保険や福祉サービスを活用したい」を合わせた約6割の方が在宅における介護を望んでいます。

要支援・要介護認定者の自宅での介護を望んだ場合の希望については、「子どもなどの介護者や事業者に自宅に来てもらって介護を受ける」が約4割近くで訪問系サービス、「自分が事業者などに出向いて介護を受ける」が約2割で通所系サービス、「同居の家族にみてもらう」が3割以上で家族の介護を望んでいます。



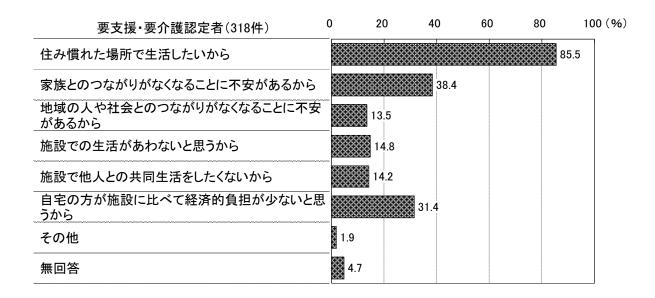
(4)今後の生活についての希望

今後、どのような生活をしたいかについては、「自宅で、家族や親族の世話などを受けて生活したい」「自宅で、訪問介護やデイサービスなどの在宅サービスを利用しながら生活したい」を合わせた6割近くの方が、在宅生活を希望する傾向にあります。



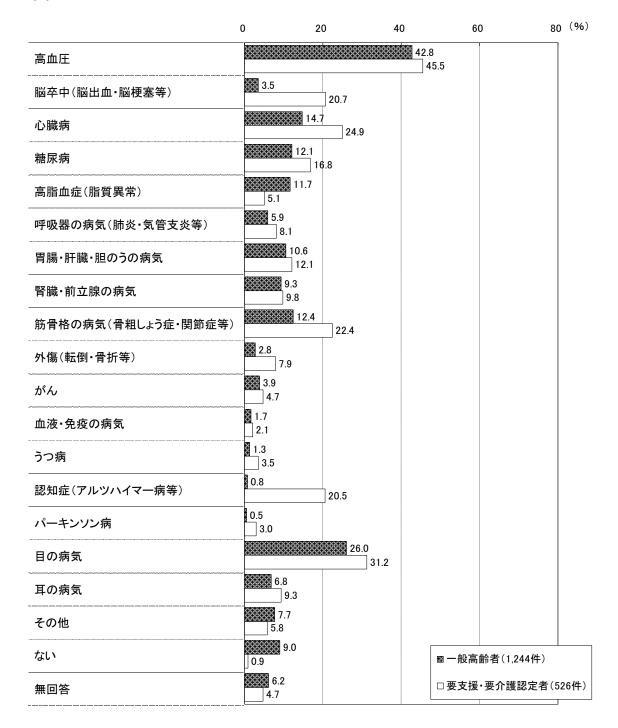
15自宅で介護を希望する理由

要支援要介護認定者の自宅で介護を希望する理由については、「住み慣れた場所で生活したいから」が8割上と大半を占めており、次いで「家族とのつながりがなくなることに不安があるから」「自宅の方が施設に比べて経済的負担が少ないと思うから」のそれぞれが3割を超えています。



16治療中または後遺症のある病気

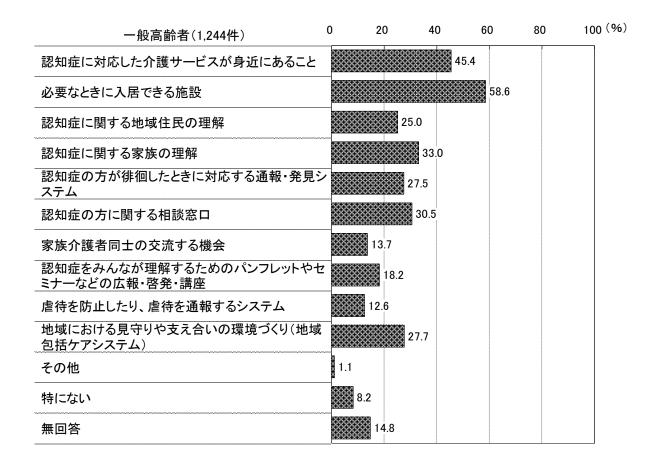
現在治療中、または後遺症のある病気があるかについては、一般高齢者と要支援・要介護認定者ともに「高血圧」が4割以上と最も多く、次いで「目の病気」が3割近く、「心臓病」が2割前後などとなっています。また、要支援・要介護認定者のその他で「筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)」「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」「認知症(アルツハイマー病等)」が2割以上と食事などの生活習慣病を起因としたものが大半を占めています。



⑪認知症の方に対して必要な支援やサービス

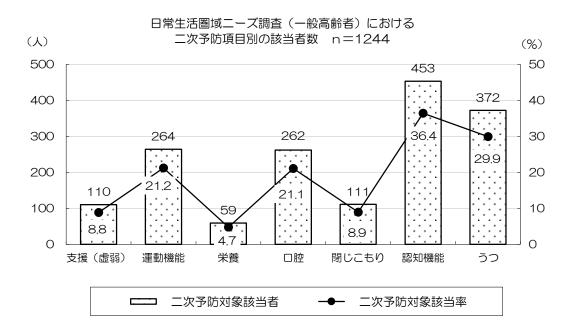
一般高齢者の認知症の方に対して必要なサービスについては、「必要なときに入居できる施設」が約6割と最も多く、次いで「認知症に対応した介護サービスが身近にあること」が4割半、「認知症に関する家族の理解」「認知症の方に関する相談窓口」のそれぞれが3割以上となっています。

認知症の方に対して必要な支援は、必要な時にサービスを利用できるよう、身近な相談窓口や適切なサービスのできるケアパスの整備と認知症の早期発見早期治療に対応できるシステムづくり、認知症への理解など在宅でも暮らし続けられ、地域で支え合う環境が求められています。



⑩日常生活圏域ニーズ調査における二次予防項目別の該当者状況

今回の日常生活圏域ニーズ調査における一般高齢者の二次予防項目別の該当者では、「認知機能」が3割以上と最も多く、「うつ」が約3割、「運動機能」「口腔」のそれぞれが2割以上となっています。今後の予防事業において生活支援や認知症予防、機能訓練などへの積極的な事業展開が重要です。



■日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者)における二次予防項目別の該当数 n=1244

	支援(虚弱)	運動機能	栄養	口腔	閉じこもり	認知機能	うつ
二次予防対象該当者(人)	110	264	59	262	111	453	372
二次予防対象該当率 (%)	8.8	21.2	4.7	21.1	8.9	36.4	29.9

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、第5期計画の方向性を引き継ぐものとし、2025年に向けて、高齢者が介護を必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けて、自立と社会参加のもと互いに支え合い、安心して生活できるまちを目指して以下のとおりとします。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れるまち

~地域包括ケアシステムの構築の実現~

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を図ります。



【自助】

- 介護保険・医療保険の自己負担 部分
- ・市場サービスの購入
- ・自身や家族による対応

【互助】

- ・費用負担が制度的に保障されてていない
- ボランティアなどの支援、 地域住民の取組み

【共助】

介護保険・医療保険制度による 給付

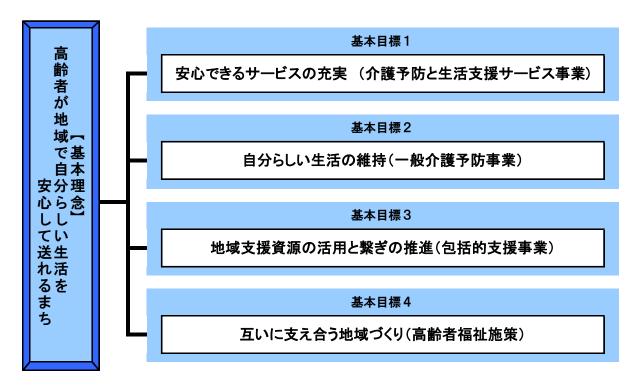
【公助】

- 介護保険・医療保険の公費(税金)部分
- ・自治体等が提供するサービス

地域包括ケアシステム イメージ

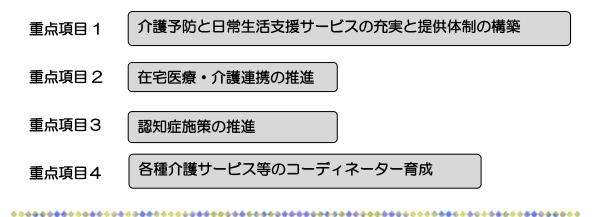
2 基本目標

基本理念を達成するためには、高齢者が健康な状態を維持し、また、日常生活を支援されながらも自立して暮らせる環境を作ることが必要です。その環境づくりのために、保健・医療・介護・福祉・地域住民等が相互連携を図って支え合おうという気運を醸成していくことが重要です。その達成手段として、繋ぎ役となる地域包括支援センターの機能を強化し、要介護認定で増加の傾向にある認知症への対策、見守りや支え合いのための生活支援・介護予防サービス等の拡充、自分らしい生活確保のためのセルフケアの推進など、地域社会すべての資源を活用しながら対策を図っていくために次の4つの基本目標を定め、具体的な施策の展開を図ります。



3 重点項目

上に掲げる基本目標に加え次の4つの項目を重点項目と定め、具体的な施策に反映し展開を図ります。

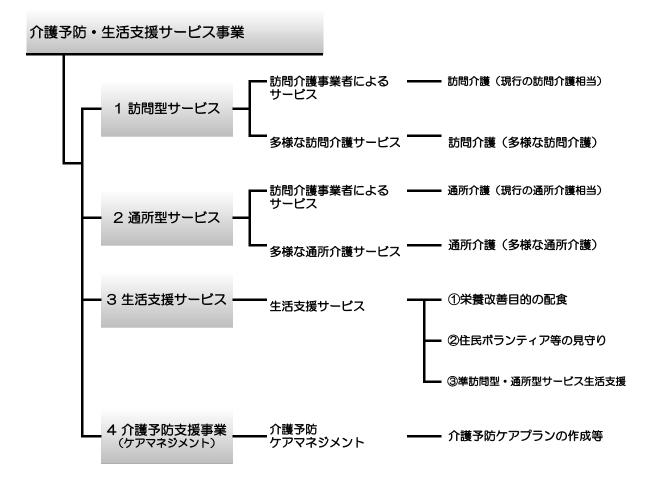


第4章 施策の展開

第1節 安心できるサービスの充実

(介護予防と生活支援サービス事業)

■基本目標1 施策の展開



介護予防と生活支援サービス事業 【重点項目 1】

1 訪問型サービス

(1) 訪問介護事業者によるサービス

介護予防訪問介護サービスを利用していて継続が必要な要支援者等に対して、事業所指定の訪問介護員(ホームヘルパー)による身体介護や生活援助の支援を行います。

(2) 多様なサービス

要支援者等に対し、生活援助等や保健師等による居宅での相談指導等、移送前後の生活支援を行います。多様なサービスは、生活支援コーディネーターと協議体の協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を実施します。なお、このサービスには、下表の4つを想定し、地域の実情に応じたサービスを検討していきます。

多様な訪問型サービスの類型

サービス類型	種別	サービス内容
訪問型サービスA	緩和した基準によるサービス	生活援助等
訪問型サービスB	住民主体による支援	住民主体の自主活動として行う生活援助等
訪問型サービスC	短期集中予防サービス	保健師等による居宅での保健指導等
訪問型サービスD	移動支援	移送前後の生活支援

2 通所型サービス

(1) 通所介護事業者によるサービス

介護予防通所サービスを利用し、継続が必要な要支援者等に対し、指定通所介護事業所による生活機能の向上のための機能訓練や通いの場などの支援を行います。

(2) 多様なサービス

要支援者等に対し、ミニデイサービス、運動やレクリエーションの活動など自主的な通いの場、生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラム支援を行います。多様なサービスは、生活支援コーディネーターと協議体の協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い実施団体の育成を図りながら、段階的にサービスの提供を実施します。なお、多様なサービスには、下記の3つを想定し、地域の実情に応じたサービスを検討していきます。

多様な通所型サービスの類型

サービス類型	種別	サービス内容
通所型サービスA	緩和した基準によるサービス	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等
通所型サービスB	住民主体による支援	体操、運動等の活動など自主的な通いの場
通所型サービスC	短期集中予防サービス	生活機能を改善するためのプ運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

3 その他の生活支援サービス

自立支援のための生活支援サービスとして、生活支援コーディネーターと協議体が協力のもと、地域の実情に応じて必要なサービスの検討を行い実施団体の設置・育成を図りながら、段階的にサービスの提供を実施していきます。なお、具体的なサービスとして、下記の3つのサービスを想定して、地域の実情に応じたサービスを検討していきます。

その他の生活支援サービスの類型

	これの及主
サービス類型	サービス内容
1配食	栄養改善を目的とした配食
②見守り	住民ボランティア等が行う見守り
③自立支援に資する 生活支援	訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

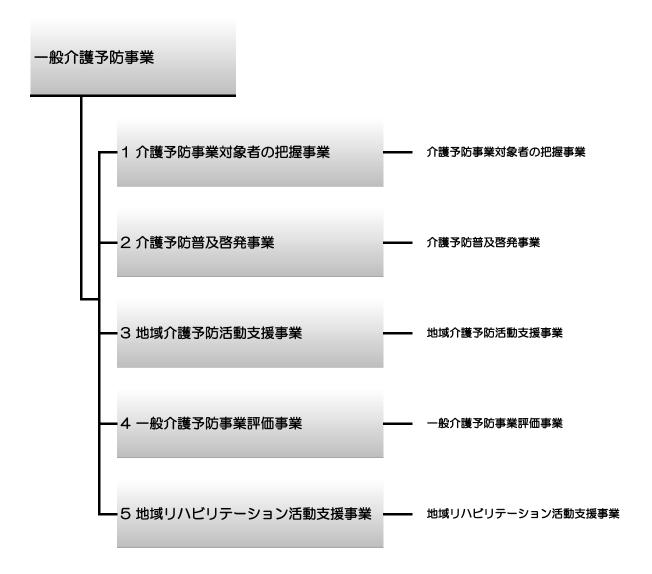
4 介護予防支援事業(ケアマネジメント)

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。

基本チェックリストにより把握した介護予防サービスの利用が必要と思われる高齢者に、 一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のアセスメント、事業評価といったプロセスによる事業を実施します。

第2節 自分らしい生活の維持(一般介護予防事業)

■基本目標2 施策の展開



一般介護予防事業の推進

1 介護予防事業対象者の把握事業

65 歳以上の全市民を対象に平成 26 年度末に実施した「生活不活発病予防対策調査」の 結果や地域の実情に応じて収集した情報等(民生委員等からの情報、基本チェックリスト など)の活用により、閉じこもり解消など何らかの支援を要する方や生活圏域の現状を把 握していきます。また、把握により地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応していき ます。

2 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及・啓発するためのパンフレットの作成・配布や、 生活不活発症予防等による講演会を開催していきます。また、「生活不活発病予防事業」を 積極的に取り組み、要介護者等への重度化防止と要介護者以外の方の介護予防に効果的な 事業を展開していきます。

■介護予防普及啓発事業見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康四方山話(70歳)	回数	高齢受給者証交付時に健康及び介護 予防について講話を実施	12	12	12
介護保険証交付時の健康教室(65歳)	回数	介護保険証交付時に健康及び介護予 防について講話を実施	12	12	12
健康增進・介護予防出前講座※	か所数	各地区に出向いて白石市の現状と健康増進、介護予防に関する知識を普及し、意識を向上する	9	9	9

[※]生活不活発病予防対策調査を基に実施

3 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能の習得機会を作り、介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し地域において効果的に活躍できるように取り組むと共に、要支援者なども参加できる住民の通いの場が充実していくよう地区に働きかけていきます。

■地域介護予防活動支援事業見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
いきいき健康教室	回数	自分の健康増進を目的とするだけでなく、各地区で実施する教室の支援者(ボランティア)を養成	12	12	12
体力向上トレーニング教室	回数	自分の体力向上を目的とするだけでなく、各地区で実施する教室の支援者(ボランティア)を養成	20	10	10
卒業生開放日	回数	高齢者体力向上トレーニング教室修 了者のサークル・各地区で開催する 教室の参加者や支援者となる	190	70	24

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地区健康増進教室の支援※	か所数	地区や公民館などで教室実施を希望 するところへ講師を派遣し開催を支 援する	4	5	6
心の健康教会	回数	認知症予防のため、くもん式の脳ト	20	20	20
脳の健康教室	か所数	レを自主的に実施	1	1	2
脳の健康教室OB会の支援	回数	脳の健康教室終了者が認知症予防の ため、くもん式の脳トレを自主的に	50	50	50
Mの健康教室UB云の文族	か所数	実施	1	1	2
短期集中型体力向上 トレーニング教室	クール	チェックリストでハイリスクとなった者を対象に、3か月程度集中的にリハビリを実施(1クール12回)	1	2	* -

※通所型サービスCへ

4 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行ないます。

5 地域リハビリテーション活動支援事業

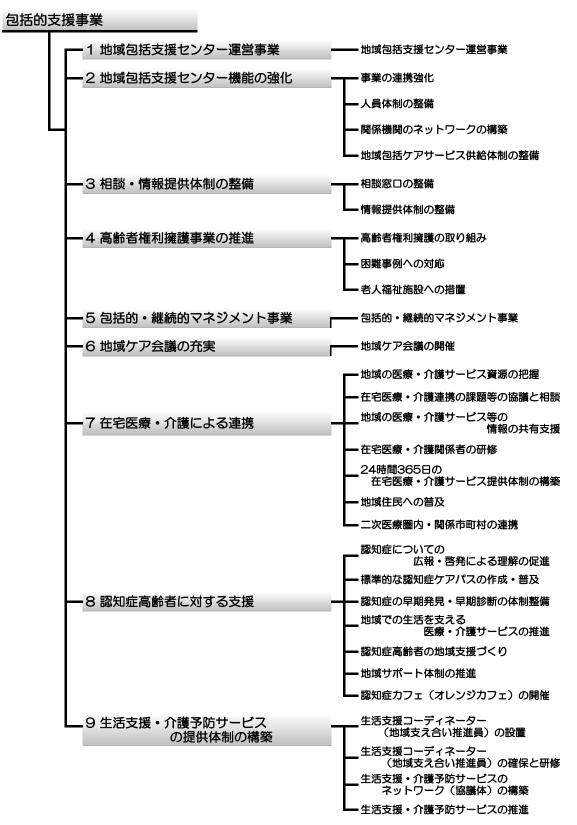
宮城県仙南保健福祉事務所、地元の医療機関や老人保健施設等と連携を図り、地域介護 予防活動支援事業の開催時において、リハビリテーション職等を活用した事業とすること で、自立支援に資する取り組みを推進します。

■地域リハビリテーション活動支援事業見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地区健康増進教室へ	回数	地区や公民館などの教室へ、リハ職	2	2	2
リハ職派遣	か所数	を派遣する	4	5	6

第3節 地域支援資源の活用と繋ぎの推進(包括的支援事業)

■基本目標3 施策の展開



包括的支援事業

1 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターでは、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「高齢者虐待の防止・権利擁護事業(成年後見制度を含む)及び早期発見」の4つの事業を推進します。

寝たきり高齢者や認知症の方、心身に障がいのある方など、援護を必要とする方々一人 ひとりに合ったサービスを行うため、地域包括支援センター及び医療機関、庁内関係部署、 介護サービス事業所等が連携し、地域ケアシステムの整備を推進します。

2 地域包括支援センター機能の強化

(1) 事業の連携強化

在宅医療・介護の連携強化や地域ケア会議、認知症施策、生活支援体制整備の促進を図るため、中核機関となる地域包括支援センターを直営で運営し、その機能を各地域に効率的かつ効果的に反映させるためサブセンターとして、現在、委託している2箇所の在宅介護支援センターに加え、旧町内に2箇所の新たなサブセンター機能を有する施設を配置します。また、日常生活圏域の9地区をそれぞれサブセンターごとに分担することで、地域の隅々まで、利便性を追求していきます。

また、事業内容についての評価を行い、新規事業の検討・実施など更なる事業の充実 を図り、市と共に介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等との連携 を図っていきます。

(2) 人員体制の整備

地域包括支援センターの運営にあたって義務付けされている保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3専門職の適正数を配置し、住民と医療・介護の繋ぎにおいて、そのシーンに合ったマネジメントが可能となるよう人員体制の整備を図ります。

(3) 関係機関のネットワークの構築

①居宅介護支援事業者・サービス事業者等の連携

地域ケア会議の開催を継続し、居宅介護支援事業者・サービ事業者や保健、医療、 福祉との連携を図り、地域で生活する高齢者を支援するための取り組みを推進します。

②関係者間の情報共有化の推進

各種関係者間において地域での問題点を共有し、解決に向けた協議など情報やニーズの共有化を図ります。

③地域包括ケアサービス供給体制の整備

地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とするため、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスなど、保険者である市が指定監督権限を有しているサービスの提供基盤の整備を推進します。

3 相談・情報提供体制の整備

(1) 相談窓口の整備

①地域包括支援センターにおける総合相談事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス機関または制度等の利用につなげる支援を実施します。

②地域型在宅介護支援センターによる相談窓口

地域在宅介護支援センターで、高齢者がより身近で気軽に相談できるよう相談窓口を引き続き設けます。

③行政における相談窓口の充実

高齢者の相談窓口については、地域包括支援センターが中心となって行っていますが、本市の関係各課が連携し、身近な場所で相談できるよう相談窓口の充実を図ります。

④居宅介護支援事業者における相談機能の充実

居宅介護支援事業者には、サービスに関する苦情等を受け付ける相談窓口の設置が 義務付けられています。利用者やその家族に対し、各居宅介護支援事業者の相談窓口 の設置について周知するよう努めます。

(2)情報提供体制の整備

①市民への情報提供の充実

介護給付サービスを利用する高齢者が、自らの判断で必要なサービスや適正な事業者を選択できるよう、福祉サービスに関する情報や介護保険サービスを提供する事業者に関する情報を、次の方法により積極的に提供します。

- 市広報紙による情報提供
- 福祉サービスに関するパンフレット等の配布による情報提供
- 市ホームページによる情報提供
- 相談窓口における情報提供

②居宅介護支援事業者・サービス事業者等への情報提供の充実

居宅介護支援事業者・サービス事業者等に対しては、国や県からの情報、地区の説明会や研修会の案内など、市のホームページを活用した情報提供を実施していますが、電子メール等の活用を検討するなど情報提供の充実に努めます。

4 高齢者権利擁護事業の推進

高齢者等が地域生活に困難を抱えたときに、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは適切なサービス等につながる方法が見つからないなど、問題を抱えたまま生活している場合があります。このような困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。

(1) 高齢者権利擁護の取り組み

①成年後見制度に関する支援

判断能力に支障のある高齢者などの権利を保障する成年後見制度について、関係機関と連携し、市民や事業者への啓発を行います。

また、制度の利用が必要なケースについては、円滑な利用開始に向けての支援を行います。

②高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待の防止及び早期発見、早期支援を行うため、高齢者の支援等に関わる各種関係機関や地域住民、民間団体等とのネットワーク活用により、高齢者虐待の防止と早期発見後の支援体制の整備を推進します。

③消費者被害の防止

認知症高齢者等は、悪質な訪問販売やリフォーム詐欺等の被害に遭う危険性が高いため、関係機関と連携しその防止に努めます。

④日常生活自立支援事業の広報・啓発

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方が地域で 自立した生活を送れるよう、各種サービス利用の援助や、日常的な金銭管理などを支 援する事業について、社会福祉協議会や関係機関と連携し広報・啓発を継続して実施 します。

(2) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときには、地域包括支援センターと相互に連携を図り、必要な支援を行います。

(3) 老人福祉施設等への措置

虐待等により高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、 市高齢福祉部門への報告と福祉事務所長の指示により入所措置を実施し、入所後も当該 高齢者の状況把握を行い、成年後見制度への繋ぎなど適正な措置を図ります。

5 包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、主治医やケアマネジャー、地域の関係機関などの多職種での協働及び連携を支援していきます。また、長期的・継続的に地域のケアマネジャーに対してケアプラン作成技術の指導や日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言等を実施します。

6 地域ケア会議の充実

困難事例やサービスの現状などを解決するため、医療・介護支援事業者、地域包括支援 センター等が会同した地域ケア会議を開催し、解決のための方策の充実と参加者のスキル アップを図ります。また、多職種間の連携強化を図ることで地域のニーズや社会資源を的 確に把握し、地域課題へ積極的に取り組む姿勢を醸成していきます。

(1) 地域ケア会議の開催

地域における困難事例やサービスの現状などに関する課題を把握し、解決するための 地域ケア会議を開催します。

7 在宅医療・介護による連携 【重点項目2】

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、地域における医療・介護の関係機関が連携し、地域医師会等との協働により、面的な提供体制を整備していきます。

(1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の状態や地域特性の現状、地域の医療機関、 医療機能、介護サービス提供機関などあらゆる資源を把握し、関係者間の共有を図ります。

(2) 在宅医療・介護連携の課題等の協議と相談

地域の医師会や保健福祉事務所、医療・介護サービス提供関係機関、地域包括支援センター、庁内関係部署など横断的に協議できる在宅医療・介護連携推進協議会(仮)を設置し、情報の共有や様式の統一化、ケアマネジャーの従事方等、現状や課題を共有し、日常的に相談のできる窓口を設置することにより、在宅医療・介護連携のネットワークを構築します。

(3) 切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築

在宅医療や介護を利用している患者 や利用者の緊急の相談等に対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間が連携して、24 時間患者からの連絡を受けられる体制、または往診や訪問看護、介護サービス等を提供できる体制を構築していきます。また、在宅療養する住民の現状把握や定期的もしくは必要時に在宅主治医、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等の医療系専門職及びケアマネジャー、介護事業者等の介護系職種によるカンファランス等を通じ、在宅療養を継続的に支援する体制を構築していきます。

(4) 地域の医療・介護サービス等の情報の共有支援

地域連携パス(在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を含む)等の活用により、在宅医療・介護の情報の共有支援を図るとともに、在宅での看取りや急変時の情報 共有にも対応を図ります。

(5) 在宅医療・介護関係者の研修

在宅医療を担う医師、看護師等の医療関係職種においては職能別の研修を実施し、専門的知識・技術の習得向上を図ります。また、在宅医療においては、医師・薬剤師・看護師・管理栄養士・ケアマネジャー等の多職種が各々の専門知識を生かして、積極的な意見交換を通じて、地域のチームとして患者や家族へ質の高い生活ができるよう支えていきます。

(6) 地域住民への普及

地域において医療・介護の支援が必要とされる高齢住民が増加することが見込まれることから、患者や家族、地域住民の在宅医療・療養介護について理解に努めます。

(7) 二次医療圏内・関係市町村の連携

二次医療圏内となる仙南圏域の病院から退院する事例等に関して、県、保健福祉事務 所、関係市町等の支援の下、在宅医療・介護等の関係者間で情報共有の方法等について 協議します。

8 認知症高齢者に対する支援 【重点項目3】

国のオレンジプランを下にした認知症に対する正しい理解を深めるための広報や啓発、 そして認知症ケアパスの普及を推進します。

(1) 認知症についての広報・啓発による理解の促進

認知症についての正しい知識を広めるために、広報や研修会等による啓発活動を推進します。

(2) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及

地域ごとに、認知症高齢者の状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)を作成・普及し、どのように認知症高齢者を地域で支えていくか、地域住民に明らかにして認知症高齢者やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制を構築していきます。

(3) 認知症の早期発見・早期診断の体制整備

認知症を早期発見・早期対応するために、高齢者やその家族が認知症について気軽に相談できる窓口(認知症カフェ、グループホーム等)や「認知症地域支援推進員の増員」、さらに「認知症初期集中支援チーム」設置に向け、地域包括支援センターや市の健康部門、精神科等の医療機関と連携を図り、症状の説明や生活上のアドバイスの実施や相談から診断までの体制づくりを推進します。

■認知症の早期発見・早期診断の体制整備見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症地域支援推進員置	の設し人数	認知症について専門的な知識を有し、適切な相談ができる認知症地域 支援推進員を増やす	3	4	5

(4) 地域での生活を支える医療・介護サービスの推進

医療機関から退院して在宅への復帰が円滑に行えるよう支援するためクリティカルパス(退院に向けての診療計画)の活用など、在宅医療・介護の連携を下にした支援を推進します。また、認知症の人が住み慣れた地域で生活を続けることができるように必要な介護サービスの提供を推進します。

(5) 認知症高齢者の地域支援づくり

認知症があっても周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らすことは可能であり、そのためには地域の支え合いが不可欠です。民生委員や家族会などの住民活動と関係各課が連携をとる体制をつくるために、認知症についての研修会や交流会などを積極的に推進します。

■認知症高齢者の地域支援づくり見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症家族のつどいの支援	回数	認知症者の家族が自主的に月1回つ どいの場を開催している。その開催 及び運営を支援する	12	12	12

(6) 地域サポート体制の推進

認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法等を市民に伝える「認知症サポーター 養成講座」を開催し、認知症を理解して認知症高齢者や家族を温かく見守り、支援する サポーターを1人でも多く増やす地域体制づくりを推進します。

■地域サポート体制の推進見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	の割合	認知症について正しい知識を持ち、 地域で支えることができるよう地域 や団体等に出前講座を実施する	8	9	10

(7) 認知症カフェ(オレンジカフェ)の開催

認知症施策の加速を図るため平成26年度に国のモデル事業として「認知症カフェ(オレンジカフェ)」を実施してきました。本計画期間では、この「オレンジカフェ」が住民生活に定着していくよう推進します。

■認知症カフェ(オレンジカフェ)の開催見込量

事業名	単位	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症オレンジカフェ	回数	認知症予防のための通いの場である と共に認知症を早期に発見・相談で	50	50	50
	か所数		1	1	2

9 生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築 【重点項目4】

高齢者の在宅生活を支えるために、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。また、本事業は地域支援事業の生活支援体制整備事業として活用することにより、支援体制の充実を図ります。

(1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の設置

地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者を選出し生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を生活圏域毎に設置します。

(2) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の確保と研修

地域のニーズを踏まえたボランティア養成やサロンの立ち上げなど地域実情とサービス提供等で実績のある者を対象に生活支援コーディネーターの確保に努めます。

また、生活支援コーディネーターの活動水準の基礎力確保や計画的な育成のために、 生活支援コーディネーター養成研修への参加を図り事業を推進します。

(3) 生活支援・介護予防サービスのネットワーク(協議体)の構築

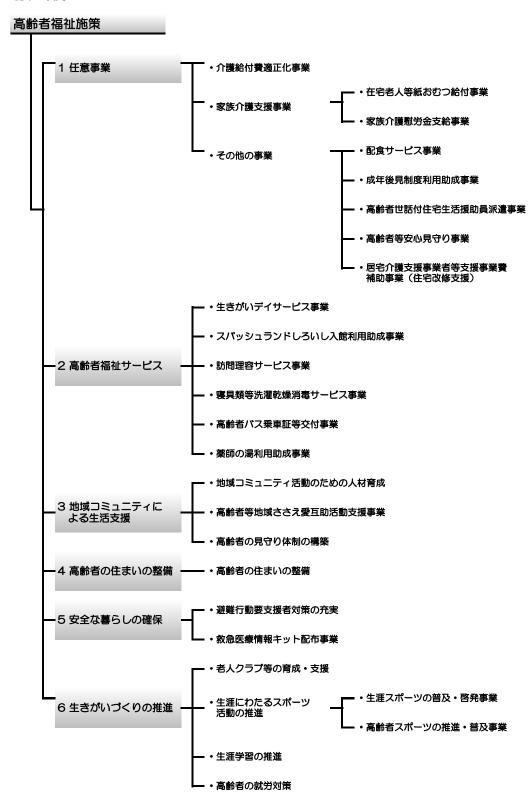
地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報の共有及び連携強化を目的とした中核となるネットワーク(協議体)を 生活圏域毎に構築します。

(4) 生活支援・介護予防サービスの推進

地域で不足するサービスの創出やサービスの担い手づくり、活動する場の確保などの 始原開発及び関係者間の情報共有や連携などのネットワークづくり、そして地域の支援 に一ズとサービス提供主体活動のマッチングなど生活支援コーディネーターと協議体が 協力しながらサービス提供を推進します。

第4節 互いに支え合う地域づくり(高齢者福祉施策)

■基本目標4 施策の展開



高齢者福祉施策

1 任意事業

(1)介護給付費適正化事業

利用者個人宛に「介護給付費通知書」を通知するほか、国保連システム活用による事業者への指導・助言、レセプト及びケアプランチェックなどにより、介護給付費の適正化を図ります。

(2) 家族介護支援事業

重度の要介護認定状態となった高齢者や重度身体障害者の家族介護者においては、在宅生活での介護にかかる経済的な負担感が増しているものと考えられます。そのため家族の経済的な負担を軽減するための事業を推進します。

①在宅老人等紙おむつ給付事業

高齢者の在宅生活を経済的に支援するため、在宅で要介護3以上や認知症の高齢者 及び重度身体障害者を対象に、紙おむつの給付を行います。

■在宅老人等紙おむつ給付事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数 (人)	544	550	555	560
延人数 (人)	3,918	4,200	4,320	4,440

②家族介護慰労金支給事業

市民税非課税世帯の要介護4・5の高齢者で、介護サービスを1年間利用しないで常時介護している方を対象に、年額10万円を上限として支給します。

(3) その他事業

①配食サービス事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方を対象に、月曜日から 金曜日まで、自宅へ夕食を配達し声がけ、見守りと病態栄養への対応など自立生活へ の支援を行います。

■配食サービス事業見込量

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
実人数 ((人)	129	142	144	146	
配達日数 ((日)	244	243	243	244	
延配食回数 (16,353	18,225	18,711	19,276	

②成年後見制度利用助成事業

判断能力に支障のある高齢者などの権利を保障する成年後見制度の利用に要する経費や成年後見人の報酬等の助成を行います。また、地域包括支援センターや関係機関と連携し、市民や事業者への啓発を行います。

さらに制度の利用が必要なケースについては、円滑な利用開始に向けての支援を行います。

③高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)12世帯への入居者に、入居者が自立して安全で快適な生活が営めるよう生活援助員を派遣し、日常生活上の相談や援助を行います。

4高齢者等安小見守り事業

病弱なひとり暮らしの高齢者宅等への緊急通報端末や 24 時間間隔で人の動きを感知する安否確認センサーの設置、また、月1回のお元気コール等による高齢者の見守り体制を充実するとともに、協力員の確保を図ります。

■高齢者等安心見守り事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置台数 (台)	69	70	70	70

⑤居宅介護支援事業者等支援事業費補助事業(住宅改修支援)

介護支援専門員等が行う住宅改修支援業務について、市が居宅介護支援事業者等への支援を行います。

2 高齢者福祉サービス

(1) 生きがいデイサービス事業(ほっとくらぶ)

スパッシュランドしろいし(ほっとくらぶ・スパ)及び薬師の湯(ほっとくらぶ・薬師)で、おおむね 65 歳以上で要介護認定に該当しない方を対象に、生活指導、レクリエーション・軽スポーツ、趣味・教養活動、送迎、昼食、入浴サービスなどを実施するとともに、一般予防事業化の検討を行います。

■生きがいデイサービス事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録人数 (人)	225	235	235	235
開設日数 (日)	342	358	364	362
延利用者数 (人)	7,293	7,876	8,008	7964
1日当たりの利用者数 (人)	21	22	22	22

(2) スパッシュランドしろいし入館利用助成事業

満 70 歳以上の高齢者を対象に、利用割引券を交付して、高齢者の日常生活にゆとり や潤いのある場、交流の場づくりを支援します。サービスについて、広報等による周知 に努めます。

■スパッシュランドしろいし入館利用助成事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用人数 (人)	40	60	60	60

(3) 訪問理容サービス事業

要介護3以上の高齢者や高齢者世帯を対象に、訪問理容サービスの提供を行うことにより、高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。サービスについて、広報等による周知に努めます。

■訪問理容サービス事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用人数 (人)	19	23	25	27

(4) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

要介護3以上の高齢者を対象に、寝具類等の洗濯、乾燥及び消毒のサービス提供を行い、高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。サービスについて、広報等による 周知に努めます。

■寝具類等洗濯乾燥消毒事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用人数 (人)	19	40	46	52

(5) 高齢者バス乗車証等交付事業

高齢者の移動手段を確保するため、70歳以上の高齢者を対象に、ミヤコーバスのバス 乗車証と一乗車につき 100円負担の乗車券を交付し、高齢者の移動を支援します。

■高齢者バス乗車証等交付事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請者数 (人)	167	180	180	180
延利用枚数 (枚)	1,645	1,800	1,800	1,800

(6) 老人福祉センター利用助成事業

満70歳以上の市民全員に、「ほっときゃっするパス^{*4}」を交付し、パス提示により薬師の湯入浴料の一部を助成し、高齢者の健康増進及び交流活動の支援を図ります。

■老人福祉センター利用助成事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用人数 (人)	28,000	29,000	29,000	29,000

3 地域コミュニティによる生活支援

地域コミュニティ活動の活性化への支援を図るとともに、地域活動を行うボランティアや地域の互助活動への支援から、在宅生活の高齢者支援を推進します。

(1) 地域コミュニティ活動のための人材育成

地域コミュニティが活性化するよう、地域における健康づくりリーダーや食生活改善推進員、ボランティアなどの人材育成のため研修や指導を行い、地域活動の支援を図ります。

(2) 高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業

協力会員と利用会員からなる会員登録制の有償ボランティア制度を活用した支え合いネットワークを通じ、買い物、食事の準備・掃除・洗濯などの家事支援サービスと通院や買い物等への移動支援サービスを実施し、市民ボランティア活動を促進し、高齢者の在宅生活を支援していきます。

広く協力会員の募集を行うとともに、高齢者自身も会員として協力願い、高齢者の健康維持、介護予防の一助となるよう推進します。

また、高齢者が安心して暮らせるために地域の互助活動として運営されるふれあいサロン事業では、サロンの新設や充実した運営を図り市民交流を支援していきます。

■ 高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業(生活支援)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用人数 (人)	630	720	792	864

■ 高齢者等地域ささえ愛互助活動支援事業(サロン活動)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
登録団体件数 (件)	28	30	32	34	

^{※4 「}ほっときゃっするパス」の提示により、日帰り入浴・大広間休憩が1回につき100円負担で利用でき、市民バスも一乗車につき100円負担で乗車することができる。

(3) 高齢者の見守り体制の構築

ひとり暮らし高齢者などが、孤独感や不安感を感じることなく生活するために、地域内や隣近所での声かけ・安否確認などのあり方を検討し、地域住民の協力のもとに体制の構築を推進します。

4 高齢者の住まい整備

高齢期になっても住み続けることのできる環境を整えるために、位置付けのもと、事業者の協力による一定の基準を満たした有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅などサービス付高齢者住宅の整備促進について検討します。

5 安全な暮らしの確保

災害時・緊急時に、高齢者等の"避難行動要支援者"の支援や救急時対応の高齢者支援の取り組みを推進するため、地域や関係機関との連携を図り、迅速かつ的確な災害時・緊急時の対応と高齢者等の安心・安全の確保に努めます。

(1) 避難行動要支援者対策の充実

「避難行動要支援者名簿」及び「災害福祉マップ」の整備を推進し、それらを自治会長、民生委員・児童委員、白石市、社会福祉協議会の関係4機関が、情報を共有化し保管して、地震等の災害発生時にひとり暮らし高齢者等の確実な安否確認と円滑な避難誘導等ができる地域体制の構築を推進します。

(2) 救急医療情報キット配布事業

高齢者世帯等の希望者に、万が一の救急時に対する備えとして、かかりつけ医・服薬情報・緊急連絡先などの情報を記載した救急医療情報キットを配布します。また、地域住民が啓発や申請等を行う協力員となって、地域での支え合い体制の向上を図ります。

■救急医療情報キット配布事業見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延配布件数(件)	87	100	100	100

6 生きがいづくりの推進

高齢期になっても、自己実現を図ることができるよう老人クラブ、生涯スポーツ、生涯 学習、就労等の各方面で社会参加等の促進に努めます。

(1) 老人クラブ等の育成・支援

すべての高齢者を対象とした各種活動を行っている老人クラブ等への必要な支援を積極的に実施します。

(2) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

①生涯スポーツの普及・啓発事業

市民スポーツの多様化に対応できる仕組みを構築し、地域スポーツクラブの育成、 市民総スポーツの推進、気軽に運動できるトレッキングやウォーキングなどの生涯スポーツの普及・啓発に努めます。

②高齢者スポーツの推進・普及事業

高齢者の身体機能などに配慮された、高齢者向けのスポーツの体験会などを、イベントを通じて開催するとともに、高齢者スポーツ指導を行う人材の育成等を推進し、高齢者スポーツの普及・推進に努めます。

(3) 生涯学習の推進

高齢者の多様な技術や知識、経験を活かし、地域の子どもへの歴史、伝統をはじめと した文化伝承活動等への積極的な参加を促進します。

(4) 高齢者の就労対策の推進

おおむね 60 歳以上を対象に、シルバー人材センターで、高齢者の能力と希望に応じた就労先の確保や情報の提供などの就労対策を推進し、高齢者の生きがいや活力ある生活を支援します。

第5章 介護保険事業量と事業費の見込み

1 介護・介護予防サービスの事業量の見込み

介護保険サービス提供事業者等との連携の強化、新規事業者参入の促進、マンパワーの確保と人材の育成を推進することにより介護サービスの見込量の確保に努めます。また、介護予防サービス提供事業者と連携し、介護予防効果のあるサービス提供を推進するとともに、宮城県と連携しサービス提供の基盤整備を推進します。

(1)訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーなどが要介護者等の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

■訪問介護(ホームヘルプサービス) 見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	256	283	300	331
利用回数(回/月)	7,223	7,779	7,888	8,108
給付費 (千円/年)	235,058	248,615	253,133	261,269

■介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) 見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	114	74	0	0
給付費 (千円/年)	24,900	12,926	0	0

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

疾病などのやむを得ない理由で入浴に介護を必要とする方に対し、特殊浴槽などを持って要介護者等の家庭を訪問し、入浴介護のサービスを提供します。

■訪問入浴介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	64	74	74	74
利用回数(回/月)	256	300	311	324
給付費 (千円/年)	35,775	41,039	42,142	43,907

■介護予防訪問入浴介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	1	1	1	2
利用回数(回/月)	2	3	2	4
給付費 (千円/年)	206	326	230	382

(3)訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要介護者等の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助等のサービスを提供します。

■訪問看護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	73	93	119	145
利用回数(回/月)	321	416	529	645
給付費 (千円/年)	26,433	32,699	40,772	48,518

■介護予防訪問看護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	16	21	24	30
利用回数(回/月)	44	62	81	115
給付費 (千円/年)	3,778	4,731	5,706	7,663

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要介護者等の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。

■訪問リハビリテーション見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	2	6	8	11
利用回数(回/月)	2	10	22	41
給付費 (千円/年)	37	169	315	554

■介護予防訪問リハビリテーション見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用回数(回/月)	0	2	3	4
給付費 (千円/年)	0	72	108	144

(5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要介護者等の家庭を訪問 し、療養生活を送るために必要な管理および指導のサービスを提供します。

■居宅療養管理指導見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	28	30	34	38
給付費 (千円/年)	2,441	2,636	2,991	3,390

■介護予防居宅療養管理指導見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
利用人数(人/月)	2	4	5	6	
給付費 (千円/年)	121	244	277	333	

(6) 通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入 浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

■通所介護 (デイサービス) 見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	463	499	370	373
利用回数(回/月)	3,683	3,995	2,952	2,957
給付費 (千円/年)	340,684	363,082	268,789	270,117

■介護予防通所介護 (デイサービス) 見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	197	78	0	0
給付費 (千円/年)	75,512	37,728	0	0

※平成 28 年度より 18 人以下の小規模な通所介護は地域密着型通所介護として地域密着型サービスに変わります。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護者人保健施設や病院、診療所などにおいて、機能訓練、食事、入浴、送迎などのサービスを提供します。

■通所リハビリテーション見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	126	133	140	150
利用回数(回/月)	766	876	1,012	1,185
給付費 (千円/年)	81,240	91,474	107,218	126,720

■介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
利用回数(回/月)	37	51	55	58	
給付費 (千円/年)	17,321	22,127	22,688	23,379	

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などを短期間利用し、必要な介護や機能訓練などのサービスを提供します。

■短期入所生活介護(ショートステイ) 見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	151	153	161	175
利用日数(日/月)	1,219	1,250	1,378	1,580
給付費 (千円/年)	120,748	121,598	134,774	155,104

■介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	7	6	7	9
利用日数(日/月)	30	28	36	47
給付費 (千円/年)	2,422	2,050	2,565	3,291

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護者人保健施設、介護療養型医療施設などを短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練などのサービスを提供します。

■短期入所療養介護(ショートステイ)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
利用人数(人/月) 24	32	38	47	
利用日数(日/月) 147	179	214	265	
給付費 (千円/年	15,936	17,879	20,786	25,391	

■介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	5	6	8	10
利用日数(日/月)	19	22	24	26
給付費 (千円/年)	1,389	1,602	1,788	1,927

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた特定施設(有料者人ホーム、ケアハウス等)で生活している要介護者等 に、介護、機能訓練など必要な支援のサービスを提供します。

■特定施設入居者生活介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	10	28	30	32
給付費 (千円/年)	16,517	37,458	39,603	47,123

■介護予防特定施設入居者生活介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	1	3	3	3
給付費 (千円/年)	426	1,669	1,666	1,666

(11) 福祉用具貸与 • 介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具の貸与のサービスを提供します。

■福祉用具貸与見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	419	436	450	497
給付費 (千円/年)	67,080	70,699	74,188	82,000

■介護予防福祉用具貸与見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	55	69	74	80
給付費 (千円/年)	2,215	2,723	2,895	3,112

(12) 特定福祉用具購入 • 介護予防特定福祉用具購入

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など入浴や排泄のために使う用具の購入費の一部を支給します。

■特定福祉用具購入見込量

	_ 10,218 12, 05 4,105 45 45					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
利用人数(人/月)	12	23	27	31		
給付費 (千円/年)	1,645	3,008	3,251	3,587		

■介護予防特定福祉用具購入見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	9	20	26	32
給付費 (千円/年)	472	1,042	1,275	1,582

(13) 住宅改修 • 介護予防住宅改修

家庭での階段や廊下、玄関の手摺りの取り付け、浴室、玄関の段差解消など小規模な 改修について、その一部の費用を支給します。

■住宅改修見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	8	20	25	30
給付費 (千円/年)	4,214	11,170	13,427	15,767

■介護予防住宅改修見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	3	3	3	4
給付費 (千円/年)	4,356	3,584	4,989	6,576

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護状態となった高齢者本人や家族のサービス利用意向を踏まえつつ、要介護者の状態に合わせた介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

要支援1・2と認定された方や家族のサービス利用意向を踏まえつつ、要支援者の状態に合わせた介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

■居宅介護支援見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	795	827	863	918
給付費 (千円/年)	131,607	134,193	140,143	149,176

■介護予防支援見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	341	288	157	130
給付費 (千円/年)	17,559	14,533	7,914	6,557

2 地域密着型・介護予防地域密着型サービスの事業量の見込み

高齢者が住みなれた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供する地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスについて、更なる整備充実と利用の促進を図ります。

(1) 地域密着型通所介護(小規模デイ)

定員 18 人以下の小規模通所介護事業所において、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

■地域密着型通所介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)			199	201
利用回数(回/月)			1,590	1,592
給付費 (千円/年)			144,733	145,447

(2)認知症对応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等について、認知症専門のデイサービスセンターやグループホーム 等の居間・食堂などの共用スペースにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、 入浴、機能訓練などのサービスを提供します。

■認知症対応型通所介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	49	51	52	54
利用回数(回/月)	423	454	479	511
給付費 (千円/年)	49,202	49,816	52,700	57,482

■介護予防認知症対応型通所介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	1	2	2	2
利用回数(回/月)	4	16	24	33
給付費 (千円/年)	238	928	1,380	1,904

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組 み合わせて提供します。

■小規模多機能型居宅介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	19	17	19	20
給付費 (千円/年)	49,806	44,824	49,289	52,029

■介護予防小規模多機能型居宅介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	2	3	3	3
給付費 (千円/年)	1,564	2,277	2,254	2,269

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループ ホーム)

グループホームで、共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護などのサービスを提供します。

■認知症対応型共同生活介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	93	89	92	93
給付費 (千円/年)	287,319	268,910	268,721	270,015

■介護予防認知症対応型共同生活介護見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	1	2	2	2
給付費 (千円/年)	2,884	5,647	5,636	5,636

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス等)で生活している要介護者に、日常生活上の必要な介護、機能訓練など必要な支援を行う地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの実施について検討していきます。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

定員 30 人未満の特別養護者人ホームにおいて、常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助のサービスを提供します。

■地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	38	33	33	33
給付費 (千円/年)	108,126	92,415	92,237	92,237

(7) 定期巡回 • 随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う定期巡回・随時対応サービスの実施について検討していきます。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービス を組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)について、 介護保険サービス事業者等との調整を含めて検討します。

■看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	0	13	25	25
給付費 (千円/年)	0	30,591	58,604	58,730

3 施設系サービスの事業量の見込み

(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助など施設サービスを提供します。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	202	211	215	215
給付費 (千円/年)	624,773	638,409	648,256	648,256

(2)介護老人保健施設(老人保健施設)

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援する施設サービスを提供します。

■介護老人保健施設(老人保健施設)見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	178	185	185	185
給付費 (千円/年)	531,904	541,002	539,957	539,957

(3)介護療養型医療施設

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、介護および機能訓練その他日常生活上の援助を行います。

■介護療養型医療施設見込量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人/月)	1	1	1	1
給付費 (千円/年)	4,440	4,348	4,339	4,339

4 介護サービスの質の向上

介護サービス、介護予防サービスの利用者に適正なサービス提供が事業者から行われるよう、ケアマネジメント機能の充実や介護サービスの質の向上のための取り組みを積極的に推進します。

また、高齢化の進行にともなう認定者の増加により、介護サービスの必要量が不足しないよう介護サービス等に関わる人材を養成するための施策を推進します。

(1)ケアマネジメント機能の充実支援

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、居宅介護支援事業者及び介護 保険サービス事業者を対象とした研修会の開催や居宅介護支援専門員連絡協議会への支 援を行います。また、相談への適切な対応を行い必要に応じ介護支援事業者への助言・ 指導を行います。

(2) ケアマネジャーの研修

要支援・要介護高齢者の介護予防給付サービス・介護給付サービスの提供にあたって、ケアプランを作成するケアマネジャーの質的向上を図るための講座や研修を引き続き実施します。

また、宮城県で実施している研修等との整合性を図るため、ケアマネジャーの意向を 把握しながら研修会等を実施します。

(3) 評価機能の向上

サービスの質の向上を図るために、介護保険サービス事業者に対し、事業者が行う「自己評価」「第三者評価」「外部評価」などサービス評価制度の活用について普及・啓発に努めます。

(4) 苦情解決窓口の広報・啓発

市民や事業者に、介護給付サービス利用にあたっての苦情解決窓口やその仕組みについて引き続き広報などによる周知を図ります。

(5)情報の提供

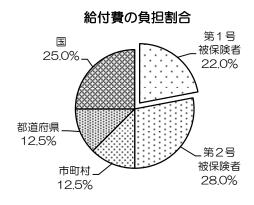
介護保険サービス事業者を対象に、苦情対応について必要に応じて事例などの情報を 提供するとともに、利用者には、各事業者の苦情相談窓口や対応担当者、対応の仕組み などの情報を提供します。

5 第6期介護保険事業計画期間の見込額

(1) 被保険者の負担割合

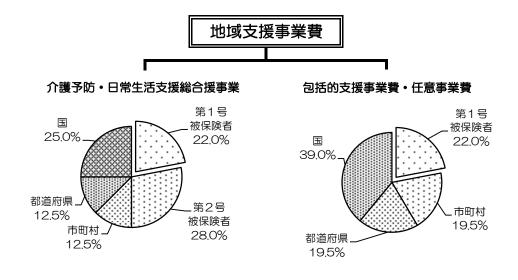
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。

65歳以上の第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%となります。また、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担は28%で、費用の半分が被保険者の負担となっています。国、都道府県の負担割合はそれぞれ以下のグラフのとおりです。



*ただし、施設等給付費については国 20%、都道府県 17.5%

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。 地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、介護給付費 の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者 の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。



(2) 介護保険料の算出

①介護保険料算出の考え方

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。

■介護保険料の算出フロー

≪給付費見込額の推計≫(A)

各費用を個別に推計し、平成27~29年度の標準給付費見込額を推計します。

居宅サービス給付費

施設サービス給付費

地域密着型サービス給付費

- ・特定入所者介護サービス費
- ・高額介護サービス費
- ・高額医療合算介護サービス費



≪地域支援事業費見込額の推計≫(B)

平成27~29年度の地域支援事業費を推計します。

★保険料算出の基準となる費用



≪第1号被保険者負担額の計算≫(C)

平成27~29年度の計算された介護保険費用のうち、第1号被保険者の実質的な負担となる額を計算します。



≪保険料の基準額の算出≫(D)

被保険者数(所得段階補正後)、予定収納率などから、第1号被保険者の 平成27~29年度の基準額を計算します。

②計画期間保険料の算出

■保険料の算定

■休吹科の昇足	亚代07年度	亚代00年度	亚世00年度	Δ≣⊥
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
給付費見込額 (A)	3,169,935,906円	3,262,593,348円	3,373,278,630円	9,805,807,884円
地域支援事業見込額 (B)	130,210,000円	195,500,000円	196,500,000円	522,210,000円
第1号被保険者負担相当額 (C)【(A)+(B)×1号被保険者 負担割合22%】	726,032,099円	760,780,537円	785,351,299円	2,272,163,934円
調整交付金相当額 (D)(全国平均額)	162,407,295円	169,554,667円	175,138,931円	507,100,894円
調整交付金見込額 (E)	252,056,000円	249,584,000円	246,245,000円	747,885,000円
準備基金取崩額 (F)				150,000,000円
保険料収納必要額 (G)【C+D-E-F】				1,881,379,829円
予定保険料収納率 (H)	98%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数(I)(第1号被保険者数)	10,353人	10,471人	10,548人	31,372人
保険料基準額(年額) (J)【G÷H÷Ⅰ】	61,200円			
保険料基準額(月額) (K)【J÷12】	5,100円			

③第1号被保険者保険料の段階設定

第 1 号被保険者保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に 基準額乗率を設定することが重要です。

第6期介護保険事業計画のおける第1号被保険者保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うことから、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直します。平成27年度から平成29年度における本市の段階別の保険料及び基準額等については次のとおりです。

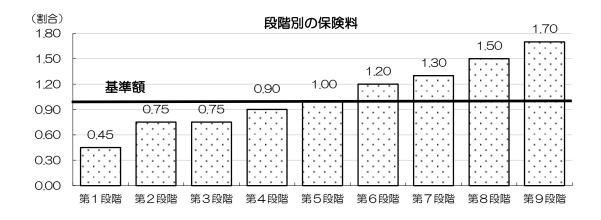
[※]保険料基準額(年額)等は端数調整をしています。

■所得段階別保険料一覧

■ 段階別の保険料及び基準額に対する割合

段階	対象者	基準額に	第6期保険料	
段 咱	対象者	対する割合	年額	月額
第1段階	生活保護を受けている方世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額 ×0.45	27,500	2,295
第2段階	・世帯全員が市民税非課税 かつ 本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75	45,900	3,825
第3段階	・世帯全員が市民税非課税 かつ 本人年金収入等が120万円超の方	基準額 ×0.75	45,900	3,825
第4段階	・本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ 本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額 ×0.90	55,000	4,590
第5段階(基準)	・本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ 本人の年金収入等が80万円超の方	基準額 ×1.00	61,200	5,100
第6段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満の場合)	基準額 ×1.20	73,400	6,120
第7段階	・本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上190万円未満の場合)	基準額 ×1.30	79,500	6,630
第8段階	本人が市民税課税の方 (合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合)	基準額 ×1.50	91,800	7,650
第9段階	本人が市民税課税の方 (合計所得金額が290万円以上の場合)	基準額 ×1.70	104,000	8,670

※計画期間中には、国の動向により、基準額に対し割合が変動される場合があります。



第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

(1)計画の推進

計画の推進にあたっては、実施可能な事項から順次実施し、各施策の課題や政策の検討について、計画的に取り組みます。

(2) 計画の評価

計画の推進状況を数値目標等の達成状況などから評価を行い、適宜見直しを行います。 また、数値目標を掲げていない具体的施策についても、第6期介護保険事業計画期間最 終年度の見直し時期において状況を確認し、見直し・施策の検討を行います。

2 計画の進行管理

(1)介護保険運営協議会の運営

介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する進行管理や サービスの質の向上等についての審議を行う機関として、被保険者代表、学識経験者、 保健・医療・福祉関係団体の代表者等を委員として運営していきます。

地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会の機能も、介護保 険運営協議会が担っており、市民や関係団体等の意見が十分反映されるよう、透明性を 確保した運営に努めます。

資料編

1 白石市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画 の見直しと、第6期介護保険事業計画策定に向けた検討を行うため、白石市高齢者保健福 祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は委員11人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 保健医療の関係者
 - (2) 介護サービス提供事業所及び施設職員
 - (3) 福祉ボランティア
 - (4) 市民の代表 (40歳以上の被保険者)
 - (5) 市民からの公募委員 (40歳以上の被保険者)

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会には委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、民生部長寿課において処理する。

(委仟)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 白石市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成23年6月1日 施行)は、廃止する。

2 第 6 期白石市高齢者福祉計画 • 介護保険事業計画策定委員会委員名簿

構成委員	推薦団体等	団体におけ る 職名等	氏 名	備考
保健医療の関係者	白石市医師会	会長	佐藤 恒明	委員長
	白石歯科医師会	会長	小野 貴志夫	
	(施設介護サービス従事者代表) 特別養護老人ホーム 八宮荘	介護課長	一条浩	
介護サービス提供 事業所及び施設職員	(居宅介護支援事業従事者代表) 白石市医師会 訪問看護ステーション	看護師 居宅介護支援 専門員	奥山 実智子	
	(居宅介護サービス従事者代表) 医療法人 仁泉会	管理者	村上 美恵	
福祉ボランティア	白石市地域婦人団体連絡協議会	会長	吉川 淑子	
	市議会議員 (教育民生常任委員会委員)	議員	水落 孝子	
市民代表	白石市老人クラブ連合会	副会長	高原 博	
(40歳以上の被保険 者)	民生委員児童委員協議会	副会長	岡崎 よしい	副委員長
日)	公募による		三浦 芳紀	
	公募による		木内 茂	

3 白石市介護保険条例(抜粋)

第3章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第12条 介護保険に関する施策の実施を、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、 白石市介護保険運営協議会(以下「協議会という」。)を置く。

(所掌事務)

- 第13条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
 - (2) 介護保険に関する施策及び事務業務の評価に関する事項

(組織)

- 第14条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、 市長が任命する。
 - (1) 被保険者を代表する者 4人
 - (2) 介護に関し学識又は経験を有する者 3人
 - (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 3人
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第15条 協議会は、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第16条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 白石市介護保険運営協議会委員名簿

	委員構成	所属・職種	氏名	備考
1		公募	三浦 芳紀	
2	第1号委員	公募	清野 幸子	
3	ポーラ安員 被保険者代表	自治会連合会代表 自治会連合会副会長	米竹 祐一郎	
4		公益社団法人白石市シルバー人材センター 理事	小關 静子	副会長
5		医師会代表 白石市医師会理事	本多修	会長
6	第2号委員 学識経験者	歯科医師会代表 白石歯科医師会会長	小野 貴志夫	
7		市議会代表 白石市議会教育民生常任委員会副委員長	山田裕一	
8	m o D = B	居宅介護支援事業者代表 白石市医師会訪問看護ステーション 看護師・居宅介護支援専門員	奥山 実智子	
9	第3号委員 介護サービス に従事する者	在宅介護サービス従事者代表 有限会社 福祉文化社 サポートデイ・白石管理者	菊池 寛治	
10	.=,,23-9-0-1	地域密着型サービス従事者代表 社会福祉法人 白石陽光園 グループホームながさか管理者	笠松 剛士	

(敬省略)

◎協議会の組織

第1号被保険者を代表する者4人第2号介護に関し学識又は経験を有する者3人第3号介護に関する事業に従事する者3人

5 第6期白石市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定経過

開催(実施)月日	実施内容
平成26年 8月29日	第 1 回白石市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
平成26年12月 3日	第 2 回白石市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
平成 27年 1月 28日	第3回白石市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
平成 27年 2月 5日	白石市介護保険運営協議会

6 用語解説

ア行

インフォーマル

別名インフォーマルケアといいます。公的機関や専門職による制度に基づくサービス や支援(フォーマルサービス)以外の支援のことです。

運動器

身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経(運動・感覚)、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成され、 その総体をいいます。

オレンジプラン

「認知症施策推進5か年計画」の通称です。認知症を早期に発見し、適切な医療や介護のケアを開始し、住み慣れた地域で暮らし続けていけることを目指す2013年度から2017年度までの5か年計画をいいます。

力行

介護認定審査会

介護保険制度において、申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、又その 範囲を審査・判定(審査判定業務)する、市町村が設置する機関のことです。

介護保険

加齢に伴って生ずる心身の変化、疾病等により要介護状態となり、介護や機能訓練、 医療などを必要とする高齢者について、社会全体で支える仕組みとしてつくられた制度です。40歳以上の人全員が被保険者(保険加入者)となって保険料を負担します。 要介護と認定された場合、その状態に応じたケアプランが作成され、様々な護保険サービスを利用できる制度です。

介護保険運営協議会

公募市民や事業者代表ならびに学識経験者などで構成され、制度の円滑な運営のため に介護保険のサービス水準や基盤整備、苦情や不服に対応するシステムなどを審議・検 討し、各自治体の首長に答申・意見等を具申する機関です。

介護保険サービス

介護保険サービスは、①介護サービス、②介護予防サービス、③地域支援事業(地域のすべての高齢者を対象とする要介護・要支援の予防をするための事業)の3つで構成されています。

介護療養型医療施設

療養病床と老人性認知症疾患療養病棟の2種類があります。病状が安定している要介護状態の方が医療施設に入所して、療養病床は急性期の治療が終わったあと長期に療養が必要な方、老人性認知症疾患療養病棟は認知症の方を対象とし、それぞれ療養上の管理、機能訓練等の必要な医療を受けることです。

介護老人福祉施設

要介護状態の方が入所して、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受ける施設をいいます。

介護老人保健施設

病状が安定している要介護状態の方が、入所してリハビリテーションや食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーション等日常生活の介護を受け、在宅復帰を目指す施設をいいます。

かかりつけ医

自分の生活環境を把握し、いつでも健康上の相談を受け、丁寧に正確に病状を説明し、 又必要に応じて他の専門的な医療機関を紹介するなどの役割を担った医師のことです。

基本チェックリスト

運動機能や口腔機能、閉じこもり、物忘れの傾向などを尋ねる調査票です。調査票への回答により、ご自身のお体の状態をチェックすることで、生活習慣の改善や介護予防に取り組んでいただくものです。

緊急通報システム

一人暮らしの高齢者の自宅や身体に押しボタンなどの緊急通報ができる機器を備え、 急病などの緊急時に救急車や警備会社に通報するシステムです。

グループホーム

認知症の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、 少人数で共同生活を営む住居又はその生活形態をいいます。

ケアプラン

利用者のニーズに合わせた適切なサービスが利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)を中心に作成される居宅サービス計画のことです。

ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護保険制度で、要介護者・要支援者の身近な相談窓口として、利用者がその心身の 状況や環境、本人や家族の希望などに応じた適切なサービスを受けられるように、社会 資源の結びつけや関係機関(市区町村、サービス事業者、病院など)との連絡調整等を 行う専門職のことです。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

権利擁護

生活不安を感じている高齢者や、身体障害者、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行います。

高額介護サービス費

被保険者が介護保険の在宅サービスと施設サービスに対して支払った1割の自己負担額が上限額を超えた時は、申請により、高額介護(介護予防)サービス費として超えた分が支給される制度のことです。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のことです。65歳~74歳の高齢者を前期高齢者としています。

高次脳機能障害

病気やケガによって脳に損傷を受け、その後遺症として生じた認知障害のことです。

サ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が急激に増加する一方で、高齢者の住まいが足りない状況があることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)により創設された高齢者向けの賃貸住宅をいいます。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

シルバー人材センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められ、地域ごとに 1 つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人のことです。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護(財産管理や身上監護)する制度です。

夕行

第1号被保険者

介護保険法に規定されている65歳以上の高齢者のことをいいます。

第2号被保険者

介護保険法に規定されている 40 歳以上 64 歳以下で医療保険(健康保険)に加入している方のことをいいます。

団塊世代

1947年から1949年に生まれた世代をいいます。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれています。

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決や、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるなどの役割を果たす会議です。

地域支援事業

平成 18 年に改正された介護保険法に伴って新たに導入された事業です。要支援や要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように支援する事業です。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、 必要な支援を包括的に担う地域の中核機関です。高齢者への総合的な生活支援の窓口と なっています。

<u>^</u>

地域密着型サービス

平成18年度に、高齢者が馴染みのある環境・地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービス体系のことをいいます。

ナ行

日常生活圏域

圏域とは、生活圏・通勤圏など圏としてくくられた内部の地域のことです。地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」が理想とされています。

認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを行うなどの者をいいます。

ハ行

フォーマル

別名フォーマルケアといいます。公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援です。具体的には、介護保険(介護予防)サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体(NPO)などの制度に基づくサービス等があげられています。

福祉サービス第三者評価

事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいいます。

包括的支援事業

要支援・要介護予防のための介護予防ケアプランの作成等、介護予防ケアマネジメント事業、地域の関係者とのネットワークの構築、相談への対応、必要なサービスにつなげる等の総合相談支援等を行う事業のことです。

マ行

民生委員 • 児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

ヤ行

有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要な「サービス」が附帯した「住まい」で、福祉施設とは異なります。

ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者などのために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様をあらかじめ取り入れておこうとする考え方です。

ラ行

老人クラブ

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、地域に暮らす高齢者を対象に組織され たクラブです。

老人福祉法

高齢者の福祉を図ることを目的として、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じるために制定された法律です。社会福祉六法の1つです。

第6期

白石市高齢者福祉計画 • 介護保険事業計画

~地域包括ケアシステムの構築の実現を目指して~

平成27年3月

発行/宮城県白石市 編集/民生部長寿課 民生部健康推進課